

令和8年第3回浅川町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和8年6月10日(水曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	須 藤 孝 夫 君	2番	富 永 勉 君
3番	菅 野 朝 興 君	4番	兼 子 長 一 君
5番	木 田 治 喜 君	6番	岡 部 宗 寿 君
7番	須 藤 浩 二 君	8番	上 野 信 直 君
9番	会 田 哲 男 君	10番	水 野 秀 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	副 町 長	栗 林 政 和 君
教 育 長	塩 田 正 信 君	総 務 課 長	佐 川 建 治 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	坂 本 克 幸 君	教 育 課 長	高 野 喜 寛 君
建 設 水 道 課 長	生 田 目 聡 君	農 政 課 長	関 根 恵 美 子 君
保 健 福 祉 課 長	田 子 広 子 君	企 画 商 工 課 長	小 野 修 司 君
住 民 課 長	薄 井 俊 昭 君	こ だ も 園 長	生 田 目 真 理 子 君
公 民 館 長 兼 図 書 館 長	鵜 澤 進 一 君	保 健 セ ン タ ー 長 所	矢 内 裕 子 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	生 田 目 源 寿	会計年度任用	芳 賀 純 弓
--------	-----------	--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、8人で19項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、生田目源寿君。

○議会事務局長（生田目源寿君） それでは、同趣旨扱いをご報告いたします。

お手元の一般質問の同趣旨扱いをご覧くださいと思います。

ご説明申し上げます。

質問順1、2番、富永勉議員の（1）最適化計画の実現と健全財政の運営についてと、質問順2、3番、菅野朝興議員の（1）公共施設更新には、町事業の見直しが必要ではの2項目が同趣旨扱い。次に、質問順3、7番、須藤浩二議員の（2）早急な防犯カメラの設置をと、質問順8、8番、上野信直議員の（3）町等が設置している防犯カメラへの防犯カメラ条例の適用状況はの2項目が同趣旨扱いとなりました。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順 1、2 番、富永勉君、（1）最適化計画の実現と健全財政の運営についての質問を許します。

2 番、富永勉君。

〔2 番 富永 勉君起立〕

○2 番（富永 勉君） 最適化計画の実現と健全財政の運営について質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、町が抱える施設の老朽化と人口減少による税収減という二重の課題に対し、考えや進捗などを確認したいというのが目的であります。

質問する背景であります。現在の財政状況への懸念を背景に、具体的な対策や組織の在り方について以下、健全財政運営体制、経常経費の削減、財政改革、機構改革の 4 項目を具体的に確認させていただきます。

そこで 4 点質問いたします。

1 点目は、公共施設基本構想による将来の実質公債費比率や将来負担比率の推移などをどう分析し、最適化計画の実現可能性にどう反映させているか。さらには、今後 10 年の大型事業と最適化計画による削減効果をどうリンクさせて財政運営を行うのか。

2 点目は、前例踏襲となっている事務事業をゼロベースで見直し、中止、廃止を検討する考えは。また、事務の効率化に向けて近隣市町村との広域連携による経費削減の具体的な検討状況を伺います。

3 点目は、ふるさと納税の強化や未利用公有地の売却、新たな財源確保に向けた具体的な取組は。また、財政調整基金の適正規模をどう考え、不測の事態と計画的な事業執行をどう両立させるのか。

4 点目は、人員不足を補い、業務効率を高めるための DX 推進体制はどうなっているか。また、最適化計画を推進するため、副町長を中心とする部署横断的な組織を再編する考えについて。

以上、伺います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順 2、3 番、菅野朝興君、（1）公共施設更新には、町事業の見直しが必要ではの質問を許します。

3 番、菅野朝興君。

〔3 番 菅野朝興君起立〕

○3 番（菅野朝興君） 公共施設更新には町事業の見直しが必要ではということで、ご質問をいたします。

質問の目的、背景や経緯、課題等についてですが、現在、浅川町では公共施設が老朽化しており、更新が必要な時期にあります。特に、役場庁舎、小学校、公民館などは迅速な更新対応が求められております。ですが、浅川町の財政状況は、潤沢な予算があるわけではありません。財政面を考慮しながら更新をしていかなければならない状況であります。

質問 1 点あります。より効率的な財政運営には、定期的な事業の点検、事業仕分けなどが必要になるかと思えます。以前、質問にも上がっていましたが、四季花火、ロードレース大会、その他、敬老祝い金など、定期的な見直しをすることで予算の適正化、スリム化ができるのではないかと思います。ご意見をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、富永議員にお答えいたします。

1 点目につきましては、昨年度作成した公共施設最適化計画の中で、小学校については、中学校の同一敷地内に移転新築し、役場庁舎と公民館については、移転後の跡地に校舎再利用案と学校跡地再利用案の更新方針を示したところです。計画の中では、最も財政負担が少ない校舎再利用案で、実質公債費比率は令和23年度まで、将来負担比率は令和16年度までの推移をシミュレーションし、校舎を利活用し、複合施設にすることによる財政負担のメリットが確認できたところです。

それらを基に、補助金や有利な起債等を活用しながら、一番財政負担がかからない方向で、子どもたちの教育も担保しながら、小学校移転新築から実施する考えであります。

2 点目につきましては、限られた財源の中で持続可能な財政運営を行うためには、前例踏襲にとらわれることなく、事務事業全般について見直しを行うことが必要であると認識しております。

ゼロベースの観点に立ち、必要性、有効性の低い事業については、見直しの対象として慎重に検討してまいりたいと考えております。

事務の効率化については、一部の事業は既に広域連携しており、軽減されている業務があります。今後、これまで以上に広域連携業務が進んでいくと思われます。

3 点目につきましては、ふるさと納税においては、インターネットを利用した大手のウェブサイトで浅川町ふるさと納税が利用できるようになっており、今後も魅力ある返礼品をそろえ、ふるさと納税の強化を進めてまいります。

また、未利用公有地につきましては、売却可能資産の選定を行い、土地については売却などを検討していきたいと考えております。

新たな財源確保策としては、国、県補助金、有利な起債等の積極的な活用などで、収入確保の可能性についてもさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

財政調整基金の適正規模については、災害対応や税収の大幅な減少といった不測の事態に備える観点から、一定水準の残高確保が必要であると考えております。

財政調整基金は、単に積み上げることを目的とするのではなく、税収の減少や災害発生時などの不測の事態に備える安全弁としての機能と、計画的な事業執行における財政調整機能の両面を持つものであります。

将来の公債費負担や大型事業の実施時期も踏まえ、中期財政見通しの中で必要水準を確保しつつ、過度な積立てや硬直的な運用とならないよう、基金の活用と積立てのバランスを図ってまいります。

4 点目につきましては、令和5年度よりDX推進のため、各課より代表の職員を募り、業務の改善、効率化を図るための協議の場や研修を進めており、今年度は生成AIを活用した業務効率化の研修を予定しております。また、最適化計画の推進については、直ちに副町長を中心とした新たな組織を編成する考えはありませんが、複数部署にまたがる課題や、全庁的な調整が必要となった場合には、課題解決に向けた部署横断的な推進体制について検討してまいります。

以上です。

次に、菅野議員にお答えいたします。

富永議員の2点目でお答えしたように、ゼロベースの観点に立ち、必要性、有効性の低い事業については、見直しの対象として慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 暑い方は上着を脱いでも結構です。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それぞれ前向きな、かつ建設的な答弁をいただきました。誠にありがとうございます。

そこで、再質問として幾つかさせていただきたいと思います。

最適化計画を単なる目標に終わらせず、いかに実効を持たせるかという観点に立って、再質問いたします。

今般の財政シミュレーションの分析上は、財政上は耐えられると判断されております。その結果を踏まえて、先ほど答弁にもありましたように、小学校移転建設という方針が決定されております。今後はその方針に沿って、今年度より基本構想、さらには役場庁舎中央公民館の基本構想に進むことになるわけでございます。その中で、新校舎の規模、小・中の教育の在り方、そして旧校舎の利活用についての検討がされるといふうに進んでいくかと認識しております。

しかし、いずれも4年後に小学校完成、7年後には複合施設完成、この7年間に23.7億円の巨額の投資による大規模プロジェクトであります。一方、判断を間違えば、やはり綱渡りの財政であります。懸念する点は、やはり今後、構想次第の内容では、費用の増大がかさんでしまうと。さらには、更新シミュレーション、今回しておりますけれども、更新費用以外の施設周辺の整備費用、また、解体費用など多くが含まれていない、また、財源とする有利な起債においても、この記載において時限的であり、更新時に利用できるかの確約がないという検討委員会での説明もございました。

さらには、直近での社会情勢、特に中東情勢、資材不足等はマスコミでやっているところでございます。そういういった懸念を持って、耐えられると想定されたシミュレーションには、各数値は今後、増大する可能性、さらには、財政運営の影響の懸念も考えられるわけでございます。

そこで、1つ目の質問ですけれども、最適化計画を推進するに当たり、財政シミュレーションの分析上、懸念される点や、現在の社会情勢の悪影響などにより、課題をどう認識しているのか、まず1点伺いたいと思います。

さらには、今後、基本構想策定に当たり、人口減少、少子化、高齢化、将来の税收減と維持費の増大などを見据えたとき、町長の理想の公共施設の最適化の考え、そして、持続可能な町づくりの考えについて、見解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、今回は基本構想のとおり、まず確実に実行していきたいと思っております。基本構想に沿って、いろいろ町民をはじめ議会、そしてまた職員と確実に話をしながら、1個1個やっていきたいと思っております。

それには、かなりのお金かかるのは皆さんご存じだと思っております。特に、先ほど言った中東情勢、これは先が完全に読めません。これ、我が浅川町だけではないです。日本だけでもないです。全世界が今、注目をしているところであります。今、かなり不透明でありまして、これは本当に、私も今、物すごく悩んでいるところでありますが、でも、一步一步やっていかなければ、財政が厳しい財政が厳しいと言っている場合ではな

いと私は思っております。よく考えてください。

私、1番に答弁しようと思っておりますが、あの花火。三百何十年と継続して続いているんですよ。あの厳しい飢饉の中、あるいは戦争の中でもやってきたんですよ。やっぱりそういう厳しい財政の中でも、こうしてやり遂げてきた、この浅川町の魂があるんですよ。私もその魂を引き継いで、この浅川町を存続するためには、皆さんの協力を得て、この厳しい財政を何とか、副町長はじめ職員皆さんで乗り越えていきたいと思っております。とにかく1個1個やっていきます。

その後、今、解体とか道路がありますが、これ当然、いろいろ解体しなければなりません。これは必ず様々な補助を見つけて、あるいは皆さんに相談をしながらやっていきたいと思っております。それで、道路、これ当然道路は大事であります、道路は今ないわけではありません。道路狭いながらも道路がありますから、それを利用しながら少しずつ一步一步確実に広げていくという私の思いがありますので、全部全てが一気にはできるわけではありませんので、どうぞご協力をお願いいたします。

あと、答弁漏れはないと思いますが、3回目、4回目といきましょう。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

1点目は、今ほど答弁いただきました。2点目、3点目の質問について再質問させていただきます。

この質問についても、非常に必要性、有効性の点に立って、そういった削減改革に取り組んでいくということでは、本当に前向きな答弁でありました。この質問については、私はあくまで町民の立場で、削減ありきではなく、町民サービス維持のための改革としての質問でありますことをご理解いただきたいと思います。

そういったところで、この基本通告については、2点目のそういった経費削減については、歳出抑制、特に今、現状、経常経費が現時点で90%の高止まりを推移しているというところでは、投資的事業への財源確保のための具体的策だと私は思います。

そして、この3点目の質問については、減り続ける税収を補うための具体的戦略の改革、攻めの歳入確保策として質問させていただきました。いずれも、この具体的な質問については広域連携も含めてでありますけれども、これまで議会で質疑し、同僚議員と共に質疑を図ってきたところでございます。

前向きな答弁をいただき、それ以上、本日は深掘りはしませんが、ぜひともひとつ、全てがサービスの低下ではなく、ゼロベースの見直し、未来への投資、子育てや防災などを継続していくためであると私は考えますので、ぜひとも今後、積極的な取組をお願いしたいと思います。

そういった経常費の削減、財政改革についての再質問も十分用意しておったわけでございますけれども、建設的な意見もいただいておりますので、これ以上はというところでありまして、ぜひとも、そういった経費削減、財政改革の必要性の認識、再度の建設的な考えということで、町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 経費的な削減といいますが、なるべく事業をしながらいろいろな補助事業は削減はあまりしたくありません。特に私、3番議員にも答えようと思っていたんですが、この敬老祝い金の削減、これ3月に出了。私、荒町で7人ぐらいの高齢者がおりました。そのときに呼ばれて行きました。そのとき、敬老会の削減をしたら、町長何考えているんだと、たかが80歳以上は7千円ですか、そして75歳は2千円だと思

います。そういうのを削減して、私たちは年金が少ないんですよと、物すごいお叱りを受けました。そういう中で、そういうことも高齢者、障がい者の削減は、私はしたいとは思っておりません。ただ、こういう電気とかいろいろな削減は少しずつしたいと思いますが、大幅な削減はしないで、何とか事業を進めていきたいと思っております。

そして今、人口減は当然、2番議員も知っているとおり、日本全国人口減でございます。税収も減ります。そういう中でも、苦しい中でも、やはり将来のために、この役場庁舎、小学校、公民館とか、やっていくものはやっていかなければ、私は未来の見通しがないと思っておりますので、とにかく、ここからが新たな一歩でありますので、皆さんの声を聞きながらやっていきますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君

○2番（富永 勉君） ぜひとも、将来の財政を圧迫しないためにも、積極的な財政改革、経費削減をよろしくお願いいたしますと思います。

最後の質問させていただきます。

まさに町民の福祉向上、職員の働く環境の整備のために、一刻も早く、小学校建設、役場庁舎の実現を望むものであります。そこでまさに実行力のある組織へ向け、計画実行するのは人とまさに組織であります。その中であって、リーダーシップの存在は重要であります。副町長の役割も重要かと私は思います。そのため、積極的、戦略的な最適計画の実現、健全財政としての運営をしていくために、行政改革推進本部のような、まさに横断的な組織を編成し、積極的に前へ進んでいく。町長が言う、一步一步進んでいくと、こういった体制の構築は必要かとは思いますが、ひとつ最後の質問であります。建設的な、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、副町長という名前も出ましたが、本当に今、そういう財政面、これは副町長が今、県といろいろな相談しています。とにかく、我々の税収をいかに使わないか、いかに外貨を入れるか、これは本当に皆さんご存じのとおり、副町長をはじめ我々職員、そしてまた町民、そして皆さんと一緒に、まずやっていきたいと思っております。とにかく、すばらしい浅川町の未来のために、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 町長答弁で、ゼロベース事業見直しも考慮するというようなご答弁をいただきました。そして、私にも何か答弁をということで、敬老祝い金についても何か2番議員さんのところで話されておりましたので、集会所で怒られたというようなお話もあったんですが、集会所じゃない、すみません聞き間違いでした。そういうご意見をいただいたということで、敬老祝い金については、難しいのかなというところがあるというようなことが町長から伝わったわけですが、ですが、そうだからといって、そのほかのところも見直ししないというわけではなくて、削れるところは削っていくというようなことが必要かと思えます。

具体的に、見直しを考えている事業があるのかということでお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この敬老祝い金は、荒町の自宅に行きました。6人おりました。そのときにお話した

ら、大変、本当に小さなお金でも、高齢者は物すごく欲しいんですよね。当然、我々も欲しいんでありますが、やはり町長、それだけはやめてくださいということを言われました。何でかという、今、80歳以上の方の年金が全て厚生年金じゃなくて、国民年金の方が多いんですよね。そうすると、40年以上納めても、やっぱり四、五万しかもらえないみたいです。40年以上納めてですよ。ですから、農家の方は恐らく、1万、2万、3万ぐらいしかもらっていないでしょう。そういう中で、こういう敬老祝い金も、やはり当てにしている高齢者もおります。そういう貴重なお金の中で、孫、ひ孫にいろいろ買ってやるのに、やっぱりどうしてもお金が必要だという、そういう切実な願いがございました。これ、荒町だけではありません。東大畑でもお話をしたことがあるんですよ。やはり同じ答弁でございました。そういう中で、敬老祝い金はちょっと厳しいかなと思っております。そういう中で、本当にいろいろ事業を削減するのであれば、やはりこれも、1個1個皆さんに相談していきたいと思っております。

あと、2番議員が言ったとおり、使っていない土地、町には土地ありますよね。私、恐らく20年前だと思います。これ、8番議員が知っていると思います。町で使っていない土地を売り出したことがあるんですよ。そうしたら、それはある程度好評でありました。そういう中で、税収を少しでも上げるために、使っていない土地を販売するかは、今後いろいろ検討していきたいと思っております。少しでも税収を上げるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、町長もこれから削減に向けて進めさせていただきたいということで、答弁をいただきました。

各事業はなかなか長年やってきたことで、楽しみにしている町民や町外の方がいるかと思います。それは分かります。ですが、町に潤沢な予算が計上されていない以上、厳しい決断が必要になってくると思います。予算のスリム化、適正化を断行していただければと思います。よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順1、2番、富永勉君、（2）優味ブランドの横断的展開についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 優味ブランドの横断的展開について質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、優味米の商標登録を、単なるブランド名決定にとどめず、漢方資材米で培った高い品質イメージを、町全体の農業、畜産、加工品にも広げるべきと考え、見解を確認したいというのが目的であります。4点質問いたします。

1点目は、米以外の他産品に対しても、優味の名称を冠して町の総合ブランドとして育成し、特産品開発や地域活性化につながる考えは。

2点目は、優味を冠することができる町独自の認定制度を設ける考えは。また、浅川ブランドとして認識できるデザインを使い、統一感ある販売戦略を構築する考えは。

3点目は、現在、優味米の取組助成金は手厚い支援であります。生産者への助成拡充として、他産品の優味ブランド化に広げる考えは。

4点目は、官公庁の食堂で、浅川産優味米やたまごが提供された実績を生かし、他産品も併せて販路拡大へトップセールスを行う考えは。

以上、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目、2点目、3点目につきましては、関連しておりますので併せてお答えいたします。

他産品において、優味の名称を冠して町の総合ブランドとして育成することにつきましては、優味米として商標登録している花火の里漢方資材栽培米生産部会方々の取組や意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

また、町独自の認定制度を設けることや、浅川ブランドとして認識できるデザインについては、他産品のブランド化への機運が高まっていく過程において、生産者や関係機関と共に検討していくものだと考えております。

4点目につきましては、農産物の販路拡大のため、イベントなどを通じて、引き続き関係機関と連携していきながら進めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） この質問については、昨年6月議会において質疑させていただきました。まさに、ブランド戦略を他産品へも広げる要望でありました。この質問を提出した後、直近で生産部会の優味の使用については合意が図られたというような情報もあるわけでありますけれども、正式な確認は取れていませんが、ひとつ、つながるB A S E、まさに前回、いよいよ開所したというところでは、まさに若者が町への愛着心を持って高い志と情熱を持って町の活性化へ取り組む、大変共鳴し全力で応援したいというようなすがすがしい気持ちでありましたけれども、この事業の中に、特産品開発、そして6次化商品の開発という事業の取組の報告もありました。

まさに、自治体はこの協力隊へ、いわゆる伴走支援の取組、これは必要かと思います。この協力隊のアイデア、単発で終わらせることなく、持続可能性を持って地域のビジネスへと成長させるため、自治体の多角的なサポートが必要かと思います。

そこで1点質問します。今後、特産品開発、6次化商品開発など、目的を共有する地域おこし協力隊とどう連携を図り、自治体の伴走支援としてどのような取組をしていくのか伺いたい。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。本当に、このつながるB A S E、私も個人的にも応援したいと思っております。今、2番議員が言った、本当に志を持った若者が集まる、私ね、これ町にとってはすばらしいことだと思いますよ。そして、自分たちで特選品の開発しようとか、今言った6次化製品ですか、その気持ちが私、物すごく伝わってくるんですよ。それで、私も個人として相談を受ければ、あるいは土地の探しとか、そのいろんな面でやるとすれば、これ黙っているわけにはいけないと思っておりますので、これも議員の皆様と共に、一度できたものは潰すのは簡単です。持続するのが大変なんですよ。これを、やはり皆さんで協力し

ながらやっていこうと思っております。

あと、皆さん知っているとおり、何とか今までできなかったホテルができました。恐らく皆さん見てびっくりしたと思いますよ、すばらしいなど。まさかああいうすばらしいものができるとは私も思っておりませんでした。それで低価格なんですよ。1万5千円から、ひょっとしたら泊まれる可能性があるんですもの。恐らく、これから早く申し込んだほうが勝ちだと思って、恐らく8月とか暮れ、これがすぐいっぱいになると思っております。そのときに、このつながるBASEの方々がどういうふうを考えて、これからどういうふうにやっていくのか、これから皆さんに相談あるいは私にも相談がありますので、とにかく今後、6次化あるいはその新しい特産品に向けて、担当課はじめ、何が応援できるのか、何をすればいいのか今後考えて、前向きにしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

2点目、3点目というところで再質問させていただきたいと思います。

前向きに取り組んでいくということでもありますけれども、やはりこの優味という言葉からするこの定義でありますけれども、この米以外の作物もぜひとも適用し、共通の価値を創出するためにも、この認定基準、いわゆるこれは大事かと思えます。この取組については戦略的にしっかりとちょっと検討させていただきたいと思えます。そして、その認定基準を持って優味シリーズのパッケージ統一などを、消費者が一目で浅川ブランドとして認識できる、こういった戦略でございます。

それから3点目については、やはり持続的に生産継続等、生産者の意欲を維持するための提案であります。そして、他製品のブランド化に広げるためでありますので、こちらについても十分に取り組みをお願いしたいと思えます。

最後に質問させていただきます。この特産化による地域経済への波及効果、これは、私は非常に大事かなと思えます。そのためにも、優味ブランドの展開により、農業者の所得向上、さらには町内飲食店での地産地消の推進、そして関係人口の創出につながる地域活性化への期待として、町長、エールを込めた見解として、最後お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 浅川ブランドという言葉はいいですね、本当にこれ。やはり、これ本当に、浅川ブランド定着していけば最高だと思っております。それにはまず、補助金よりもこの生産者たちが本当にいかにやるか、そのやる気、あるいはその浅川町のためにやるんだというそういう気持ちがなければ、私はこのブランド化というのはなかなか難しいと思っておりますので、とにかく生産者と飲みながら食べながら、今後もお話をしていきたいと思っております。

あと、本当に特産品の波及効果、私はすごいと思いますよ。これがうまく乗れば、マスコミが飛びつくと思っておりますので、とにかく、これも全て我々執行部だけではできないと思っております。町民が一体とならなければできないと思っております。あと、担当課にちょっと答弁を求めたいと思えます。優味米をお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） 私のほうから補足答弁させていただきます。

町独自の認定制度につきましては、先月、花火の里漢方資材栽培米生産部会役員会におきましても、優味という名称を卵や農産物に使用することについて話題となりました。現在のところ、町独自の認定制度については考えておりませんが、他産品におきましても、優味のブランド化への機運が高まっていく過程におきまして、優味という言葉の定義や、それから使用のルールなどを決めていくことになるかと思っておりますので、生産者や関係機関と共に検討していくものだというふうに考えております。

また、浅川ブランドとして認識できるデザインにつきましても、現在の優味米のデザインにつきましては、稲穂をモチーフにしたお米のデザインと、それから文字になっておりまして、昨年、花火の里漢方部会、生産部会におきまして商標登録をしております。生産者の方から、今後もそのような、優味という名称を冠したデザイン等について、またお話があった際には、検討する際には、関係者の話を聞きながら慎重に検討協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（富永 勉君） ありがとうございました。結構です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順2、3番、菅野朝興君、（2）里白石駅前に仮設トイレの設置をの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 里白石駅前に仮設トイレの設置をということで、ご質問をいたします。

質問の目的、背景や経緯、課題等についてですが、現在、里白石駅前にはトイレがありません。自家用車のない人は遠方より水郡線を利用して浅川町に来る人たちもおります。通勤、通学、病院通いの人などいるかと思います。列車が来る間隔も長いので、待合室で長時間待機される方もおります。近隣にトイレを借りる場所もございません。これでは、緊急でトイレを使用したいときにどうしようもありません。

1点質問いたします。里白石駅前に仮設のトイレが1つでもあれば、安心して駅を利用できると思いますが、町ではトイレの設置を検討できないかということでご質問いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

里白石駅前の公衆トイレについては、維持管理の問題や老朽化等により、平成27年1月に地元行政区の要請があり、取り壊した経過がございます。仮設トイレの新設につきましては、日頃の維持管理が必要不可欠であるため、地元行政区との協議等も含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、平成27年1月に地元の人からも、やっぱり管理が大変であるというようなことで撤去されたということでしたが、ですが、その先ということで、仮設トイレ、慎重に地元行政区の方とも話しながら検討していきたいというようなご意見をいただきました。

なかなかこう、手入れということで大変な状況があるかと思いますが、移住定住という視点から考えたら、駅前にトイレがないというような状況であっていいのかなというようなところもございます。移住する前に調

べてみたら、駅前にトイレがない。よく考えずに移住してきて、里白石駅に行ったらトイレがないというように、すごい、ここで困ってしまうというようなことが起きてしまうと思いますので、やはり設置する方向で考えていただきたいと思います、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この駅前トイレの設置はこれで3回目だと思います。以前、元議員さん、そして8番議員さん、そして菅野議員、そして昨年には富永議員と昨年の暮れ、駅前の活性化ということでお話をしたときに、やはり町長、駅前に仮設トイレ必要ではないですかという、本当はお話をいただいております。

そういう中で、今、菅野議員が移住定住、あるいは駅前にトイレがないのはどんなものだというお話が来ております。今、検討しております、前向きに。というのは、やはり先ほど言った移住定住に力を入れている、あるいは今度、里白石というのはいろんな見るところがいっぱいあるんですよ。そういう中で、今後、近い将来、里白石の駅前マーケットなんていう、私はやりたいなと思っておるんですよ。これ、浅川町駅前だけでなく、里白石駅前マーケット。それにはいろいろ課題がありますが、その課題を何とか乗り越えてやっていきたいなと思っております。

それで、緊急のときのトイレ、これ以前、これも古い議員は恐らく分かっているかなと思うんですが、本当に、里白石の駅前で降りて、緊急のときはどうするんだということで、あづまっぺという施設がございますよね。あそこを借りますよという、そういう、借りたらどうですかというそういうお話をしたことあるんですよ。そう年がら年中、このトイレを借りに来るわけではありませんので、緊急ということですから、私、ぜひ、あづまっぺで使ってくださいというお話をさせていただきました。でも、緊急でまだ借りたのはここ恐らく六、七年で1回か2回は確かにあったのはあったみたいです。そういう中でも、やはり駅前ということでありますので、トイレの検討を前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、前向きにということで、時期がやはりいつになるのかなというところが気になるわけですが、私のところにも県外から来る方がいるわけございまして、その方たちが知らないで里白石駅を利用した場合、次の電車が来るのに1時間半かかるとか、そういうような状況でございますので、本当に緊急を要するようなことがございますので、なるべく早い時期に設置をしていただきたいと思います、最後に質問いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） やはり、地元行政区の、やっぱりある程度了承がなければ、町では勝手にできませんので、地元行政区に、まず地元議員さん2人いるんですからそういうお話をして、要望があれば本当に早めに設置することができるかなと思っております。

それで、これも恐らく8番議員にもお答えしたとおりに、山白石にトイレあるの知っていますか、水が出るトイレ。ああいうトイレだったら掃除もうんと楽なんですよ。そして軽いし、そんなに大きなものではありませんので、ぜひ、山白石のグラウンドにトイレありますから、あれ1度見ていただきたいと思います。それで、もしも設置すれば、もし地元行政区でできないのであれば、誰か頼むことになるんですよ。あそこはあづまっぺが毎日知っているとおり散歩しています。そして、ごみが落ちていれば必ず袋を持ってあそこを掃除して

おりますので、もし仮設トイレができれば、あづまっぺさんに週に1回でも、月に1回でも2回でも、掃除を委託することは可能だと思っております。そうすると、障がい者の雇用にもなると思っておりますので、そういうことも考えておりますので、まず、地元の行政区のほうから要望があればいいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順3、7番、須藤浩二君、（1）外国人による土地取得及び賃借についての質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 外国人による土地取得及び賃借についてお伺いいたします。

質問の目的でございますが、平穏で安定的な町民の生活を守るためでございます。

質問する背景でございますが、他市町村では、外国人による土地の取得や賃借により、太陽光発電や資源物、産廃等の集積地で近隣住民や自治体とのトラブルが発生しております。

現時点、浅川町ではそのような施設は見受けられないが、いつ発生するかは時間の問題ではないかと思われます。今後、そのような施設が発生する前に町条例をつくり備えるべきと考え、以下3点質問いたします。

1点目、現在、浅川町に上記のような施設を建設するときは、どのような申請が必要なのか。

2点目、国や県に対しての申請は必要なのか。

3点目、建設、設置を認めないとはできるのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目、2点目につきましては、太陽光発電事業については、経済産業省へ事業計画認定の申請が必要となります。また、資源物の屋外保管の設置については、福島県条例に基づき、県に設置許可申請が必要となります。産業廃棄物の処理施設の設置及び収集運搬保管については、法律に基づき、県に許可申請が必要となります。

3点目につきましては、それぞれ国の認定、県の許可となっており、国及び県で判断するものであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうしますと、国、県に対しての申請する書類の中に、町の町長の設置に対しての意向というものは載らないのか、そこをまず1点目お聞きしたいと思います。

それと、私なぜこの質問をしたかというと、実際、国や県が認めたとしても、被害を被るのはその町、村、市であります。先日の「クローズアップ現代」、NHKの番組で、千葉、茨城、埼玉等で、外国人によるヤード問題。ヤードというのはそういう集積をしたり、自動車の解体をする施設ですが、その問題を言っていました。やはりその自治体の長は、同じことを言っていましたね、私と同じこと。国や県が申請を許可しちゃったからだ。また、その申請許可を得ないで、もぐりですね、いわゆる無許可でヤードを建設した。それに対して、自治体では何の手だてもできない。なぜかというと、その自治体に条例がないからなんですね。

また、国では設置申請して許可を出したりしても、罰則規定がどうなっているのか。違反物、違反のそのヤードが建設されてから、面倒を見るのはその自治体なんですね。いわゆる浅川町に、そういうもぐりの施設ができた、また、もぐりじゃないにしても、国の許可を得て設置された施設を、今度、その施設の現状を見るのはその設置された自治体でございます。やはり、後でどうこうとなる以前に、町独自でその条例をつくるなり、国、県にそういう申請のときに、町としての意向を申し添えることができるような、そんな仕組みもつくるべきと私は思っております。

現在、浅川町には太陽光発電がいっぱいできております。畑のところを太陽光発電にしたり、様々なところ、こんなところにもというところに太陽光発電ができております。いずれ、近ければ10年以内にその施設が更新時期を迎えると思います。果たしてそれが更新されてきちっと管理されるのか、恐らく管理しないで設置した業者はそのときにはいなくなって逃げてしまうのかなと。

他県で起きている問題も、ヤードの管理者、設置した人間はもう海外に行っていない。だから問題になっているという状態でございます。やはり、そういうものを考えますと、早急につくるべきと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、ヤードを建設して何とかと言いましたけれども、全くそのとおりだと思います。一時、何十年も前から盗難車はあったのそこで解体して何とか持っていくとか、いろいろ情報は入ってまいりました。そういう中で本当に、私もこれはいい質問だと思っています、本当に。やはり、規制をしなければ、だんだん増えていくと思っています。そういう中でも今、浅川町にはその条例がございません。国、県の許可があればできるということであります。そういう中でも、町独自でするかしないか、本当に今後の大きな検討課題だと思っています。

そしてまた先ほど、太陽光パネル、これはもう浅川町だけでないですよ。ちょっとした空き地あるいはちょっとした土地でも買いあさって、言葉は悪いんですが、本当に太陽光ですよ。これ今言ったとおり、7番議員言ったとおりに、10年後、15年後、果たしてそのまま本当にあるのか。あるいはそれを撤去して、本当に自分たちで始末できるのか、これは7番議員だけでないと思いますよ、そう思っているのは。これから本当に、10年後、15年後、私はこうやって思っております。

そういう中でも、この浅川町独自条例、これは副町長はじめ担当課といろいろ相談をして、国、県にも聞いて前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ぜひともそのようにしていただきたいと思っております。やはり、被害を被るのは浅川町となってしまうので、そうなる前に、やはり町独自の条例をつくるべきだと思います。

それともう一つ、町条例のことで、ごみのポイ捨て、ちょうどセブンイレブンの向かいのところに、ごみのポイ捨ては条例で10年以下の禁固、懲役もしくは100万円以下の罰金と書いてありますけれども、やはり、浅川町をきれいな町にするためにも、あのような看板を、もっとそのごみ問題で起きている場所に設置したらいいかかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ごみのポイ捨て、これは以前に、本当に多うございましたが、今最近、本当に浅川の駅前からよく見てください。今、少なくなりました。ただ、多いのはコンビニエンスストアの前なんですよ、あれね、何だか不思議と。そういう中でも、本当に今、うれしいことに、町の高齢者の方々がゴミ袋を持っていろいろゴミを拾っていただいているのはよく目にします。本当にありがたいことだと思っております。そういう中でも、我々もこのゴミに関しては目を光らせなければいけないと思っております。

今のセブンイレブンのところ、看板書いてありますね。あそこはもう何十年も書いてあるんですよ、看板設置してあるんですよ。私、あれはあれでいいと思っておりますので、とにかくその看板、ゴミをぶん投げてあるところに看板を設置しても意味がないんですよ。やはり、そのコンビニエンスストアで売っている方の協力がなければ、簡単にゴミのポイ捨てはないと思っておりますので、とにかく、その人間としてのモラルというのは大事だと思っております。

そういう中でも、この看板設置、町では山沿いにいっぱいありますので、今後ともそういう看板、あるいはゴミのポイ捨ては皆さんと協力してやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ここで、10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）早急な防犯カメラの設置を、の質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 早急な防犯カメラの設置を、について質問をいたします。

質問の目的でございますが、町民の生命と財産を守るためでございます。

質問する背景でございますが、町内に防犯カメラの設置を行う計画となっているが、まだ設置に至っていないことから、以下3点質問いたします。

1点目、現在、どのような状況なのか。選考中、入札待ち、契約待ち等、詳細にお聞きしたいと思います。

2点目、何か所に設置する予定なのか。

3点目、いつまでに設置するのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、8番、上野信直君、（3）町等が設置している防犯カメラへの防犯カメラ条例の適用の状況は、の質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 3月議会で、浅川町防犯カメラの設置及び運用に関する条例が成立をしました。安全安

心な地域づくりのための防犯カメラが住民の権利自由を侵害しないよう調整する条例だと理解をしておりますけれども、その内容の確認と、この運用状況などについて3点伺いたいと思います。

1点目です。この条例の適用を受ける法的客体は、当初の説明どおり町と防犯協会の2者であり、それらが設置した防犯カメラについての規定という理解でよいのでしょうか、伺います。

2点目です。町及び防犯協会が設置している防犯カメラの設置状況を伺います。また、この条例を実施するための規則は整備されたのかどうかも併せて伺います。

3点目です。例えば、条例の第5条3号では、防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者の名称を表示することと定めています。実際に、町などが設置した防犯カメラがこの条例に沿って運用されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、須藤議員にお答えいたします。

1点目、2点目につきましては、令和8年3月に、町防犯協会の予算でカメラ3台を購入しております。3月定例会で申し上げたとおり、浅川駅前の駐輪場、駐車場等に、この3台を設置したいと考えております。3点目につきましては、6月中には設置完了したいと考えております。

次に、上野議員にお答えいたします。

1点目、2点目につきましては、規則については、他自治体の例を参考にし、今月中に整備する予定です。3月定例会では、防犯カメラを設置する主体を町と防犯協会の2者との説明でありましたが、規則において、町、認可地縁団体、指定管理者、商工会、防犯防止のために自主的な活動を行う団体、町内会、その他特に認めるもの、この7項目を定める予定です。町の防犯カメラ設置状況は、役場、公民館、保健センター、地域福祉センター、こども園、図書館、中学校、城山の8か所で、防犯協会では未設置ですが、今月中には、駅前の駐輪場、駐車場等に設置する予定です。

3点目につきましては、設置済みの8か所については撮影中の表示のみであり、条例第5条第1項第3号に示す設置者までは表示されておりませんので、条例どおりの表示を速やかに追加していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点目の質問で、町防犯協会に既に3月に購入していたということによろしいですか。ただ、3月に購入していて、なぜいまだに設置しなかったのか、その辺もちょっと、なぜ設置しなかったのか。というのは、私、この質問するの、なぜ今回やらなきゃなと思ったのは、栃木県で強盗致傷事件がございましたよね。女性の方がバールで殴られて死亡してしまったと。やはり、どんどん東京から郊外に犯罪が波及してきてしまったと。いずれ福島県にも入ってくるのも時間の問題じゃないのかなと、そういう恐れを持ったからでございます。

せっかく3月に購入したものが、現在も取り付けられない状況というのは非常に残念だなと、改めて、今の町長の答弁を聞いて思った次第であるんですが、やはり、犯罪というのは待ってくれないんですよ。いや、6月中に設置するからと言っても、明日犯罪が起きれば何の意味にもならない、無駄になってしまう。ですから、

やはり、せっかく予算もついたものですから、その辺はもっともっとスピード上げていいんじゃないかなと思うんですよ。

町の事業では、例えば今回の防犯カメラに関してもそうですけれども、じゃ、どのぐらいの予算なのか、前もって下調べをするわけじゃないですか。そして我々議会に上がってくる。上がってきたものを否決したことは1回もないです。ということは、上げたものに関しては、すぐ、議会終われば入札なりなんなり執行できる、そういう手はずが昔はあったはずなんです。現在それが延び延びになって入札が遅れる、入札が遅れれば今のご時世ですから商品の単価が上がる、そうすれば今度入札者だって、商品単価が上がってくれば今度は入札さえ控えてくる、不調に終わる、悪循環が始まるんですね。ですからもう、短期間でそういうものは今後行わなければならないというふうに、私は危機感を持っております。町長も同じだとは思いますが、改めてその辺、認識をお伺いしたいと思います。

2点目の駐輪場、駅前の2か所、駐輪場と駐車場につけるということですが、前々から言っておりますとおり、浅川町に入る東西南北の幹線道路にも、やはり早い段階で取り付ける必要があるのではないかと思います。

また、私思ったのは、先ほど町長も言いましたけれども、駅前のつながるBASE、結構人の往来が出てきました。そうするとやはり、あそこに来るのは町内の人よりも町外の人が多くなっております。やはり、そうすると人の出入りというもので悪いのもついてくるのが常でございます。やはり、つながるBASEさんにもご協力をしていただいて、あそこにもやはり防犯カメラを設置するべきではないかと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

3点目です。6月中にということで答弁いただきましたが、なるべく早く設置をするようにしていただければと思いますが、再質問を求めます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 7番議員が言ったとおり、この防犯カメラ、本当に大事であります。犯罪を防ぐのも検挙するのも、本当に防犯カメラでございます。そういう中で、本当に浅川町にもいち早く設置、今月中には、6月中には設置できるかなと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

あと、先ほど言った東西南北幹線道路にも必要だと、これは本当に必要だと思っておりますが、やはり、防犯カメラ、うちの近くには置かないでくれという声も上がっているんですよ、本当のこと言って。100人中100人が、いや、防犯カメラつけましょうということにもなかなかいかないんですよ。ですから、そういう人とお話をしながら、協力を得ながら、やはり私は防犯カメラは必要だと思っております。もう少しお待ちいただきたいと思います。

あと、これ3月に購入したのになぜ今なのか、これはちょっと担当課にお話を聞きますので、もうしばらくお待ち下さい。

あと、つながるBASE、本当にお客さんが日中、結構ほかから、県外から来ております。私、これからもっともっと増えると思っておりますので、とにかくそういう、つながるBASEさんともお話をし、地域の皆さん、周りの人とお話をし、設置できる場所、人の出入りするところは私は大事だと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） では、私のほうからの補足答弁させていただきます。

まず、なぜ、3月に購入していまだに設置されていないのかというところなんですが、3月の防犯協会の予算で、3月で駆け込みで3台購入して、設置場所として駅前の駐輪場、駐車場というのは大体、検討はされていたんですが、そこから実際どの辺につけるのかというところまでは、まだ煮詰まっていなかった状況です。

それと、3月定例会で条例を上程しまして、いろいろ問題点を指摘されました。規則がないとか、あと、主体の範囲はどこなのかというところもございましたので、その辺の規則の整備と併せて設置したいという部分もありましたので遅れたというところもあります。

あと、こちらの都合なんですけれども、人事異動によって総務課、今、8名が5名変わったというところも、なかなかこの仕事の遅れの部分かと思います。あと、4月に関しては、各団体の総会やら消防の行事やら等ございました。あと、5月に関しては、今回自分らが操法大会に出るというところもあって、その打合せとか調整とかもいろいろ通常ない業務もありまして、若干遅れたというところは本当に申し訳ございません。一応、遅れた理由としてはその辺だと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 答弁、理解しました。それで、今ほど町長が言いました、つけないでくれという声もあるということですが、このたび町での防犯カメラの設置条例というのがつくられました、これから見直すのかどうかもあるのかなとは思いますが、こういう条例ができます、これから施行します、条例をつかってこういう実施しますよというときに、やはり町民に知らせて意見を聞くというのも一つだと思いますね。一々町長が歩いて、どうだいどうだいと聞くのも大変でしょうから、やはり、広報あさかわにこういうことで防犯カメラ条例が今度新たに施行されますよというのを載せて、町民からどのような意見が上がるのか、マイナスの意見も出るだろうし、プラスの意見も出ると思いますが、そういう町民の声を聞くのにはある一定の期間を設けてそのような告知をして、パブリックコメントというんですか、そういうのを求めるというのは今の時代、必要ではないかと思います。

やはり、犯罪被害者の立場に立ってみれば、あの時あそこに防犯カメラがあればな、設置されていればなというその悔しい思いというのが、その防犯カメラに対して悔しい思いが出るのであれば、それはやはり町民に対しての不利益となりますので、そういうふうにならないためにも、やはり住民との対話をしながら設置していくべきと思いますが、町長の考えはいかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりだと思っております。とにかく、広報あさかわで、お知らせいろいろな声を聞きたいと思っております。全く町民の声を無視するわけではありませんで、ぜひ商店街のほうも商工会のほうもご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次、8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、町長がこの条例で規定している設置者の主体というのは7

つある、7つだということで説明されました。たしか条例の制定のときは、町と防犯協会の2者だというふうに言われたと思うんですけども、実は7者だということですよ。それで、まず申し上げたいんですけども、町長7つ答弁されましたけれども、書いている暇が、答弁に追いつきませんでした。ですので、やはり議会から出されているように、答弁書を事前に議員に配付していただきたいというふうに思います。正確な答弁の理解のためにも必要ですのでお願いしたいと思います。

戻りますけれども、この条例の適用される主体というのは7者だと。ちょっと、認可地縁団体とかって具体的にどういうものなのかなというのとはちょっと分からないんですけども、まあそれは置いておいて、この7者がそれぞれ、銘々、自分のところに付けたものが適用されるということなんですか。例えば、町内会が設置した場合、誰かさんの建物の一部を借りて設置した場合、それにも適用されると、こういうことなんですか。そこまで町が関与するんでしょうか。ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。

それから2点目については、現在の設置状況は公的な施設と城山を合わせて8か所だということですね。近く駅前に防犯協会が3か所、3つ設置する予定だということです。これは分かりました。それで、この条例を実施するために必要な規則というのは整備されたのかどうかというのもお尋ねしたんですけども、それに対する答弁が、ちょっと私聞き漏らしたのかどうかメモをし切れなかったので、この規則の整備について再度伺いたいと思います。

それから3点目、運用に関してなんですけれども、この条例の制定、成立した後、町内のある施設に行ってみたときに、これは防犯カメラだと思われるものがあったんですけども、そこに撮影中なんていう表示は一切なかったです。そういうところもあるんじゃないかと。まだ、撮影中、もちろん設置者の名前もないし撮影中という表示もないというカメラがあるんじゃないかと私は思うんですよ。これは、基本的には犯罪の証拠を集めるというよりは犯罪を抑止する、それが一番の目的でありますので、目立つようなところに撮影中というのをきちんと表示をする、これを急ぐということはやるべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、以上の点について伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） それでは、私のほうからご説明いたします。

まず1点目の施設、どこにでもつけてそれを町が管理するのかというところなんです。これ条例の中にも書いてあるんですけども、公共の場所というところで町が設置して、不特定多数の人が往来するところということで、道路とか公園、あと広場、その他の施設、あと町長が指定する場所というように条例の中であります。その他の施設の中に、まあいろいろ、その他の施設という表現ですので、役場とか公民館、保健センター、福祉センター、こども園、中学校等がこれに含まれるのだろーと思います。あと、公の施設の公園というところには、城山が該当するのかなというところがございます。

あと、基本的にはこの条例は町の施設に設置した防犯カメラに関する縛りですので、個人が設置した個人の土地、個人の家とかに設置した防犯カメラまではこの条例の中では縛っていないというものになりますので、あくまでも町の公共施設に、先ほど規則で定めようとしている団体の方々が設置をするときは、この条例にの

っとして防犯カメラを町の施設に設置してくださいねというような解釈の条例と規則を今度つくと。

規則の中で、先ほど町長が言った7団体を定めるというところですので、例えば小学校前の屯所、1分団の屯所ございます。あそこは町の所有の建物となっています。あそこに、例えば小学校のほうで、PTAのほうで防犯カメラを、ちょうど校門というか門の目の前に屯所がございまして、そこで設置したいなんていうときには、仮に町のほうに申請していただいて、PTAということで、撮影中、浅川小学校PTA、とかというような表示をつけて、屯所にカメラをつけて道路と門のほうを写すというような、例えばですよ、そういう使われ方が想定されます。

あと、規則なんですけれども、今、町長答弁にもあったように、今現在、作成中というか、他自治体の例を参考に作成中でございますので、こちらに関しましても、今月中には設定したいなどは考えております。

あとは、ほかにも撮影中の表示がないところがあるのではないかとということに関しては、まだ、主なメインのところには貼ってあって、もしかすると離れているところには貼っていないとか、そういう部分も、可能性もございまして、この辺は一度、町の公共施設の部分ですので確認してみたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 3月の議会の条例に賛成して成立したのに、6月の議会で今さらこういう質問するというのはちょっと申し訳ないんですけども、分かりました。改めて、3月の議会で賛成をしたのは間違いじゃなかったということを確認できました。

基本的には、安全安心な地域づくりと住民の権利自由を侵害しないように調整すると、こういう立場の条例でありますので、この趣旨にのっとしてぜひ運用していただきたいというふうに思います。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、6番、岡部宗寿君、（1）我が町職員の安全運転（管理者）についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 我が町職員の安全運転（管理者）についてお伺いいたします。

目的ですが、町職員に採用された人はまず、ほぼ全員が運転免許証を持っていると思います。公用車などを使用する機会もあります。使用するには安全運転を心がけるのは当然だと思います。

質問しようとする背景、経緯。

県内において、運転免許証が失効した状態で、約3か月間にわたり自分の乗用車並びに公用車を運転していたとして、一応これ、今、懲戒免職となっていますが懲戒処分ですよ、きっと。懲戒処分になった職員の件でニュースになりました。その町の年度初め、3月いっぱい、4月の初めに免許証の確認で分かったとのこと。これはやはり、年に1度の免許証の確認などは必要かと思います。我が町ではどのような対策を取っているのか、あと、道路交通法では車の台数によって安全運転管理者を置くことになっていると思いますが、それを踏まえ、4点ほどお伺いいたします。

1点目、我が町では誰が安全運転管理者なのかお伺いします。

2点目、管理者は職員に対してどのようなことをしているのかお伺いします。

3点目、公用車の管理は各課でやられていると思いますが、各課では管理台数とか整備帳などがあるのか、また、どのように確認しているのか伺います。

4点目、町職員の運転免許証の確認を、これ書いてありませんが、確認をしているのかと、公用車の台数は何台かお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、安全運転管理者は総務課長となっております。

2点目につきましては、安全運転管理者は道路交通法に基づき選任を行い、職員に対する安全運転意識の向上及び事故防止に努めております。具体的には、交通安全に関する通知の周知、アルコールチェックの実施、セーフティーチャレンジへの参加や交通事故防止月間等における注意喚起を行っております。

3点目につきましては、公用車の管理は各課において所管車両の管理を行っております。各課では、車検証、自動車保険関係書類、整備記録簿等を保管するとともに、運転日誌により使用状況の管理を行っております。また、車検につきましても、時期を確認しながら適切に実施しているところであります。管理台数につきましては、総務課において全体集約を行っております。確認方法につきましては、各課において、運転日誌、整備状況等を確認し適正な運用に努めております。今後も、公用車の適正管理及び安全運転の徹底に努めてまいります。

4点目につきましては、職員の運転免許証確認は、年度当初の4月に全職員に写しを提出させ、有効期間を確認し、運転免許証を更新した際には再度写しを提出させております。

公用車の台数は、消防団の車両も含め、現在53台となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1点目は総務課長ということで、分かりました。

2点目は、各課とか、町全体で徹底した安全運転の講習などを行っている。

3点目、各課でこれはやられていると、これ確認しました。

あと4点目ですが、4月に皆さんに免許証のコピーを出してもらってやっていると。これは普通なんですよ。でも実は、今回出された富岡町職員の方も3月にやったらしいんです、町で。その前に切れていたという話なんです。これ皆さん、そうなんだという話になるかもしれませんが、実はこれ、令和7年8月29日に運転免許証の有効期限が満了していたんですね、この人が。有効期限が切れていることは全く気がつかなくて、令和7年8月30日から令和7年11月17日までの間、私用車、乗用車とか、あと通勤で公用車の移動なんかをやっていたと。それがたまたま、3月に町で出してくださいと言ったとき、本人がびっくりしたらしいです、あれっ。

実はこれ、誰でもあることなんです。本当にこれあると思います。この話、私家族でしているときに、うちの家族なんです、実はこの話した日に免許切れていたんですよ。面白い話でしょう。これ月曜日だったんですよ、この話したとき。これはなぜかという、こういう話なんです。お父さん今度どういう質問するのとい

う話になって、この免許証の話なんだと言ったら、うーんなんて、その、うちの家族がたまたま免許証を確認したら、実は土曜日で切れていたんですよ。面白い話でしょう。本人全然気がつかないんですよ。そして、普通はこれペケですから、警察に電話かけたら、ちょうど土日入ったものですから、1日間余裕ありますけれども来れば無免許ですよと、乗用車で来れば、ですから家族で来てくださいと。そのときに判こもらって無事済みました。でもこれが、実は、この富岡の職員の話なんですよ。これ誰しも実は、町長、ありますよね。あると思うんです。でもこれをなくすために、今この話をしています。

本来はここで終わるんですが、でも大変残念なことに、町職員という肩書を持っていると、実はその人1人が懲戒処分じゃないんです。その上の方、係長だったり課長だったり、その人まで実は懲戒処分がいつちやうんですよ。たしかそうだと思いますね、この職員の町の条例か何か、それに出ていると思いますので。これを気をつけてもらいたくて今回一つ、この話したんです。総務課長、そうですね、これありますよね、どうですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いや本当に切れていた、この富岡さんには本当にちょっと気の毒かなと思っております。そういう中で、我が町は何年も前から、アルコールとこの免許証提出は本当に厳しくやっておりますので、今後も総務課長はじめ徹底的にやっていきたいと思います。

いつも、町議とか、そういう三役の会議のときに、そういうお話をしておりますので、とにかく、しまったとか忘れたとか、まずそういうことのないように今後ともやらせていただきますので、本当に今回の件、ありがとうございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今の件も町職員の問題だと思うんですが、これに全然似ても似つかない事件が、石川郡でもつい最近、町職員の方のわいせつということでありました。これもやっぱり問題は、これは免許証忘れたからという問題と全く雲泥の差の事件ですが、でも、そこはやっぱり町長はじめ皆さんで、そういった事件を起こさないようなコンプライアンスの徹底を今後もしていただき、先ほど2番、3番議員も言いましたが、これから浅川町ではいろんな事業があります。そのために、皆さんに今度頑張っていただかないと浅川町はなかなか前に進まないの、そういったこともなくすように、ひとつよろしく願いいたします。町長、お願いします。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 答弁は。

○6番（岡部宗寿君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、1番、須藤孝夫君、（1）浅川の花火大会についての質問を許します。
1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 浅川町の花火大会について。

質問の目的。浅川町の花火大会を今後も安定して続けるためには。

質問しようとする背景や経緯、課題等。須賀川の釈迦堂側花火大会は、資材や人件費の高騰により資金確保

が難しくなっており、今年度の開催は休止との報道がありました。我が町の歴史と伝統のある花火大会を今後も続けるために必要な対策について伺います。

1、浅川町花火大会も、資材や人件費の高騰によりどうなっているか。大会運営費が高騰していると思うが、町からの花火大会への財政的支援は。

2、今後も花火大会を10年20年と続けるために、継続して開催できる対策は。

3、多くの企業や町民等の供養花火として打ち上げられているが、負担になっているとの声もあるが、認識はありますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、浅川の花火にかかる経費は高騰しており、令和8年度の花火に関する予算は1,392万円となります。

2点目につきましては、浅川の花火は三百有余年の歴史を誇る伝統ある慰霊の花火です。様々な関係団体が主催者である青年会に協力し、花火大会を開催しております。今後も、町が一丸となって青年会を支援していきます。

3点目につきましては、花火の価格は高騰していることから負担は増えていると認識しておりますが、企業協賛や供養花火は、契約される方がご負担のない範囲で青年会と協議していただければと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 須賀川の釈迦堂川の件なんですけれども、花火大会は昨年、チケットや協賛金、市の助成金1,000万ですね、と含めたので7,000万から8,000万となり、来年は1万円を超すようになるとのことで今年は断念したそうです。

浅川町は1,392万円ですね。これも段々に高騰、今、花火がかなり上がっているそうなので、負担金が多くなると思います。

1点なんですけれども、須賀川は市運営なんですけれども、浅川の花火大会は、両町青年会などの主体で浅川町が応援するというか財政支援をして職員もやっているようなんですけれども、去年7番議員が質問したように、青年会もかなり人数が減っています。減っているそうです。負担も大変なようです。このままの体制でこれから10年20年と、というので、今の体制いいんでしょうかというのを1つ質問します。

あと、供養花火として各家庭で上げられていますが、これも昔は尺玉上げてやるか、ぐらいいったんだか、そのくらいだと思います。今はちょっと豪華になりまして、スターマイン尺玉、30万、40万、50万と、かなりの負担になっているようです。これも上げてもらえれば大変ありがたいんですけれども、負担になっていないかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 須賀川さんはね。恐らくここでは来年は間違いなくやりますから。我が浅川町は、本当に先ほど言ったとおりに三百有余年、8月16日、1度も切らしていないんですよ。本当に戦争中でもね、食べ物がなくたって、こうやって継続してきたんですよ。あの浅川町魂はすごいじゃないですか。そういう中で、

少し高騰しました、何々しました、人がいせんから、そういう問題じゃないんですよ。やる気があるかないかですよ。それと青年会もすごいじゃないですか。この伝統を守るためにすごい情熱を燃やしているんじゃないですか、人が少なくなつて。そういう中で、人が少ないのは分かります。でも本当に両町が、青年会がいなかったら、ほかの地区でもまだ若い人がいますから、そういう人にも今度声をかける可能性が出てくるんじゃないんですか。ですから、これから今後50年、100年続くんですから、まだまだ浅川町の花火は。そういう中で、今後の青年会の運営次第では少し変わってきます。

あと、花火上げる方の負担がないかといったって、例えば自分のところの供養の花火を上げるのに、お金が大変だったらやっぱり少しそれを縮小すればいいわけですから、私、浅川町に、いや町長、負担で大変でという言葉は今のところは聞いておりませんので、ぜひ皆さんで、この8月16日の花火は浅川町民が一丸となって、今後も、資材高騰であろうが人件費高騰であろうがやらなければならないと思っておりますので、ぜひ皆さんの協力をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 分かります。大変分かります。三百年有余続いている浅川の花火、別に水を差すわけでもありません。ただ、今社会情勢もだし、火薬が何年か前の倍になっているそうで花火も上がっています。なんで、続けたい、当然ですけども、やっぱり財政は大変厳しくなると思います。いろんな面で工夫をしていなくちゃならないと思います。その辺をよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今回ですね、火薬が上がっているのは、もう火薬だけではないんですけども、全てが高騰しています、本当に。ですから今後、極端に下がることはないと思います、ここ数年は。ですから、こういう厳しい中でも、やはり地道に私は継続していきたいと思っております。それにはやはり、両町の青年会の皆さんがやる気を出さなかったら上げることができませんので、本当にうちの職員も6名か7名、青年会に入っていると思います。そういう中でも職員ができることは進んでやりますので、何とかこの花火は継続して、この高騰の中、皆さんで頑張っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）農業者への支援についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 農業者への支援について。認定農業者以外の農業者への支援について伺います。

浅川町は、認定農業者等への支援事業はありますが、認定農業者以外の農業者への支援事業はありません。棚倉町では、認定農業者以外の農業者への支援事業を今年度より始めました。圧倒的に多いと思われる認定農業者以外の農業者への支援事業はできないか伺います。

1、認定農業者と認定農業者以外の農業者数、また、それぞれの耕作面積は。

2、認定農業者以外の農業者への担い手支援事業として、農業機械や農業施設等の整備にかかる費用などの助成はできないか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、浅川町の認定農業者は、令和 8 年 5 月 31 日現在 44 経営体、認定農業者以外の農業者は、2025 年の農林業センサス基幹的農業従事者数から 232 人となっております。また、耕作面積につきましては、認定農業者は 206 ヘクタール、認定農業者以外の耕作面積は 586 ヘクタールとなっております。

2 点目につきましては、認定農業者は、自ら作成した農業経営改善計画に基づき効率的かつ安定的な経営を実現するため、収益性の高い農業経営を目指しており、本町の農業の持続的発展を牽引する大変重要な存在となっております。地域には認定農業者に準ずる担い手が多く存在することから、地域計画の座談会や農業者との連携会議を通して認定農業者の確保に努め、持続可能な農業の推進のため、引き続き認定農業者に支援していくことを考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 今、認定農業者の耕作人数 44 名、206 ヘクタール、認定農業者以外は 232 人、586 ヘクタール、圧倒的に認定農業者以外の方の耕作面積が多いんですが、今言われたように、認定農業者は浅川町は機械購入等の助成はあるんですけども、今言ったように、認定農業者以外の方には何もないと。まあこれは、どこの市町村でも言われていたんですが、今回、棚倉町で、こういうような、ちょっと言いますと、一括 5 万円、3 年に 1 度、機械購入金額税抜き 30 万円以上に 5 万円やるというようなのを始めました。

町長はいつも浅川町の基幹産業は農業であると言っていますが、この認定農業者以外の方への、そういう助成は何もないんですわね。それで、機械購入がないんですよ、認定農業者には結構手厚いんですけども。その認定農業者以外の農家さんをいかに守っていくかが、これからの耕作放棄地とか後継者を守っていくのには大変必要だと思うんですが、認定農業者以外の助成事業というのは、考えはないでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 後ほど担当課より説明させていただきますが、この認定農業者以外に農家には何もしていないということではありますが、していますよ。水路であろうと、いろいろなことを、農家がすぐ田んぼができるようにいろいろ整備しているのは、町が力を入れている証拠じゃないですか。認定農業者以外の人に機械を買うからという補助は確かにしておりません。でも、そのほかに様々な補助はしているつもりであります。やはり、そういう認定農業者以外の農業者が頑張らなければ浅川町の発展はないと、私 1 度言ったことあるんです。ですから、全く無視しているわけではありませんので、ぜひ、そのところはご理解願いたいと思います。担当課より。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

今、町長答弁にもありましたとおり、小規模農家の方、いわゆる認定農業者以外の方の支援につきましては、本町におきましては、農業機械補助ではありませんが、町単独事業におきましては、稲作においては水田作物振興補助金、また園芸作物においては野菜振興対策事業補助金、また畜産におきましては導入牛育成支援事業補助金、国県事業におきましては経営所得安定対策事業、また間接的ではありますが、中山間地域直接支払事業交付金、また多面的機能支払交付金など、広く農業者に対して支援を行っているところでございます。

また、小規模農家さんへの支援につきましては、以前、この議会におきましても、鮫川村さんで行われておりますシニア世代に対する就農支援事業ですとか、また、今回おただしの棚倉町さんで今年度より助成される認定農業者以外の方への農業機械購入事業などがございます。また、全国の自治体におきましても、認定農業者だけではなく、半農半Xや兼業農家といった小規模農家を対象に農業機械購入補助などの支援を行う自治体も増えているということは承知しております。

しかしながら、本町の財政状況ですとか公共施設の老朽化、それから物価高騰などを総合的に勘案しますと、今、小規模農家さん、認定農業者以外の方に機械補助制度が早急に必要なのかということにつきましては、また慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 認定農業者以外の機械購入の助成は、前向きには考えないでしょうか。前向きに考えてもらいたいですけれども。あとは、認定農業者への周知って、今、農家さん、認定農業者以外の件数が232人、件なんですけれども、認定農業者という制度を分らない人も中にはいます。その辺の周知もすれば、認定農業者になればこれだけの助成ありますよというような、もうちょっと周知もできればお願いしたいんですけれども。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど課長が答弁したとおり、認定以外の農業者にも本当に広く支援していると思っております。この機械購入者、認定農業者以外にも、機械購入のときもぜひ補助をという話であります。これは本当に大きな課題だと思っておりますので、本当に検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからも補足答弁させていただきます。

今、議員さんからおただしありましたように、認定農業者制度につきましては、周知不足なところもありますので、農業委員会の後に年2回行われます農業者との連携会議、それから地域計画の見直しに係る座談会等において、引き続き、認定農業者制度について周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順6、5番、木田治喜君、（1）ギガスクール構想第2期についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） ギガスクール構想の第2期についてご質問いたします。

教育長が交代されています。前任者の事業でもありますので、分かる範囲での答弁ということを質問前に申し上げておきますし、児童・生徒にとって学びの可能性を広げるチャンスとの位置づけに対し、新教育長が再確認できるの思いで質問させていただきます。冒頭に申し上げたとおり、分からないところはそれで結構ですので、無理にお答えにならなくても、それは後でお聞かせ願えれば結構ですので、よろしくお願いします。

令和6年度から令和10年度をギガスクール構想第2期とするならば、それ以前はギガスクール構想第1期と

呼ばれています。私たちを取り巻く生活環境も、スマホを使用したネット通信など、デジタル通信技術を活用したコミュニケーションが著しく進歩しています。ギガスクール構想においては、第2期に向けて更新と高度活用が主たる目的と認識しますが、具体的には端末更新、ネットワーク再整備、活用格差是正、学びの質向上とあり、特に、以前の定例会でも議題とさせていただいた、教育現場での格差是正等を含めた当町の実態と課題を再度、詳細を具体的事例によりお伺いいたします。

1点目、令和6年第3回定例会時の質問におけるタブレット等の更新に伴う、県教委による一人一台端末の共同調達に関わる会議があるというご答弁でしたので、その概要を把握している限りの範囲でお伺いします。

2点目、文科省主導で実施されたネットワークアセスメントにおける通信速度の当町数値をお伺いします。というのも、通信環境が不十分だと、端末があってもあらゆる場面で支障を来すことからお伺いします。

3点目、ギガスクール構想を補完する町の独自施策などの実施状況をお伺いします。

4点目、当町のギガスクール構想における第1期の課題と、第2期に向けての対策案をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、お答えいたします。

1点目につきましては、一人一台端末の共同調達に伴う県による補助事業の対象、対象数量、補助率、補助要件についての説明であります。

2点目につきましては、下りの実測値を測定したものであり、浅川小学校は約60メガビーピーエス、浅川中学校は約70メガビーピーエスとなっております。

3点目につきましては、小・中学校それぞれ週1回、年間35回ICT支援員を配置し、タブレット等を利用したICT授業を円滑に行うため、教員への指導の補助、授業時の児童・生徒への補助、機器の操作の支援等を行っております。また、校務支援システムを導入し、DXの推進と併せた教職員の働き方改革に取り組んでいるところであります。

4点目につきましては、第1期で整備した端末の更新、あわせて端末故障時等のための予備機の整備、児童・生徒の情報活用能力の向上、校務支援システムの活用、これらが第1期における課題と認識しております。第2期に向けては、本年11月予定の第1期で整備したタブレット端末の更新、ICT支援員の活用や、ICTを活用した授業研究会による教員の指導力の向上、さらには、県の動向を注視しながら、次世代型校務支援システムによる校務DXの推進についても研究してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

1点目につきましては、会議名は福島ギガスクール推進協議会ということでよろしいんだと思います。それに、令和8年度予算書においても、タブレットの更新等を含めて5,117万6,000円を計上していることも承知しています。そこで再確認なんですけど、先ほどの会議の中でも若干述べられていましたが、国の補助の一人一台端末の補助基準額と、国県により補助決定される要件があれば同時にお伺いしたいと思います。

2点目については、4点目の課題にも通じますが、課題については後ほどたどっていきたいと思います。その中に、教育格差でも取り上げられていますネットワークの質の向上ということで、環境整備においてネットワークアセスメントは各学校に設置されているネットワーク機器や契約中の通信回線の課題を把握して、原因を調査、評価する取組と承知しています。もともとギガスクール構想は、個別の最適な学びと、協働的な学びの充実で、一人一人のニーズに合わせて学び、教師、児童・生徒は双方向型の授業、それから双方向型の意見交換により遠隔授業、調べ学習、個別学習が可能となります。ただし、高速通信回線がないと、スムーズな授業にも支障を来します。

先ほど、当町の通信速度数値は、小学校60メガビーピーエス、それから中学校70メガビーピーエスと答弁いただきましたが、そもそも文科省は、児童・生徒数によって推奨帯域が決められていると思うんですが、当町の通信速度は確保されているとおっしゃいますか。それとまた、国が目安としている推奨帯域をメガビーピーエスにてお伺いいたします。よろしくお願いします。人数によって多分、推奨帯域が決まっていると思いますので、そちらのほう、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、2点ご質問があったかと思うので、お答え申し上げたいと思います。

まず、タブレット端末の補助金額についておたしかと思います。これにつきましては、一台当たり上限5.5万円の3分の2が県の補助金の補助となっております。その補助要件についてでございますが、6点ございますので、申し上げます。

まず1つ目は、共同調達会議への参加でございます。こちらは参加しております。2つ目が、共同調達による端末の調達ということです。3つ目は、最低スペック基準を満たすことでございます。4つ目は、教員数分の指導者用端末の整備でございます。5つ目は、児童・生徒が利用する端末を対象としたフィルタリング機能の整備でございます。6つ目が、各種計画の策定、公表ということになっております。

以上が補助要件でございます。

次のご質問でございますけれども、ネットワーク環境についての文科省の推奨帯域等についてのご質問だったかというふうに思いますが、木田議員ご指摘のとおり、十分な速度のネットワーク環境、非常に大事でございます。それで、浅川小学校、先ほど60メガビーピーエス、浅中が70ということで申し上げたところですが、児童・生徒数によって定められているいわゆる推奨帯域、これは小学校のほうは377から395というふうになっております。中学校のほうは270から323メガビーピーエスというふうになっております。

以上、標準的な水準なんですけれども、この水準の考え方ですけれども、これにつきましては、一斉に児童・生徒が同じ時間に使った場合でも全く支障を生じない水準というふうにされているんですが、実際のところ、文科省でも、この水準を下回る場合でも授業で全く活用できないというものではないという見解を示しておりまして、実際に今年度ありました学力テスト等で、オンラインによるテストがあったんですが、一切支障はございませんでしたということと、これまで学校のほうから、この通信速度が遅過ぎるというような支障についての報告は受けていないところございまして、この水準でも現状では十分活用ができていうふうに捉えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

推奨帯域からすると相当少ないんだけど、本来であれば377から395メガビーピーエスのところを60ということと、それから中学校が270から323のところを70ということで、今のところ支障がないというご答弁ですが、こういう想定のもとに、じゃあ、こう直していこうかという心積もりはあるのかどうかということも再度質問したいんですけども、そこは今まで支障がなかったものですから、そういう質問するのはちょっとあれなんで、これはぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、3点目について、単に端末を配るだけでなく、ギガスクール構想を側面で支える環境整備やICT支援員の増員、教員の研修充実、公務DXの高度化、地方自治体ごとにローカルモデルによる独自計画の策定等があります。これらの計画等を踏まえて、教育目標や人口規模、財政事情に応じて、学びのスタイルや支援体制に地域ごとに差別化されるものと思われませんが、そこで再質問です。ギガスクール構想の目標に近づくために、ICT支援員の活動は先ほどご答弁ありましたのでそれで結構です。それで、あわせてギガスクールサポーターも重要です。令和3年12月の定例会での質疑で、当時の高野課長から業務は東邦情報システム株式会社に委託しているんだということで答弁がありました。これは今のところ変更はございませんか。お伺いします。

冒頭4点目に第1期の課題と第2期に向けての対策を伺いました。第1期課題として上げていただいたとおりです。その中でも少し具体的になり恐縮なんですけど、各自治体による端末のOSの違いが顕在化しています、全国的に。福島県内においても県全体で統一されていたのではなく、市町村ごとに異なるOSを採用していたというふうに思われます。全国的な課題としても位置づけられていますが、教員側から見れば、転勤等で他町村に行けば、熟知した端末ではなく、OSの違いによる操作等に時間がかかるんだとかいう問題もあります。

そこで、3点目の再質問として、当町の端末のOS、第1期と第2期別にお伺いします。ちなみにギガスクール構想第1期で国が示した標準仕様ではOSのタイプは3タイプございました。ウィンドウズ、クローム、それからiPadでしたが、当町は何を選択したのかお伺いします。

第2期においては第1期の反省を踏まえて、県主導で共同調達の方向で動いたとの情報もあります。これが補助金の条件にもなっているということですが、また、令和6年9月定例会時に伺った折に、クラウドサービスの利用はないとの答弁でしたが、OSの違いの違和感を少しでも軽減するためにクラウドサービスを軸とするとか、教師の着任後の資料としてOS乗り換え研修のマニュアル本の作成だとか、福島県にも設置されている土日や長期の休暇中にも稼働していますギガスクール運営支援センターというのが県にございます。そのような積極的な利用によって恒常的なストレスが緩和されるのではないか。これは教員ですが。

再度お伺いしますが、全国的に増加、定着しているクラウドサービスの利用等は当町はどのような状況になっているか、これもお伺いします。

また、デジタル化が進む中で、キーボードを押し変換すると簡単に文章、漢字が出てきます。私もそうですが、紙の上で文章を書こうとすると、すぐには漢字を思い出すことができない状況があります。これもデジタル化の弊害の一つです。いろいろとデジタル化による弊害があります。それで、書くという行為は脳を活性化させます。これは大人も子どもも重要なポイントではないでしょうか。あわせて、町として第2期目がスタートしたギガスクール構想において、健康面、特に子どもたち、児童・生徒の視力低下等の問題については、改

善していく項目があればお伺いしたいということで、以上4点ほど、多くなって申し訳ないんですが、4点ほど質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、ただいま4点のおたしかと認識いたしましたので、順を追って回答させていただきます。

まず、本町に校務支援システムを取り入れておりまして、これにつきまして、業務委託契約をおたしのとおりしているところでございます。ICT支援の業務委託をしているところでございます。

2点目は、今回整備する端末のOSでございますが、今回は県推奨のモデルでございまして、クロームブックを予定しております。なお、第1期はウインドウズでございました。

3点目につきましては、3点目はクラウド化についてのご指摘だったかと思いますが、これにつきましては、現在、昨年より教職員につきましてもクラウド化を図りまして、事務の推進に役立てているところでございまして、これにつきましては働き方改革の一助になっているという現場からの声を聞いております。児童・生徒につきましては、既に前から福島県で推奨しているFCSを使ったクラウドサービスになっております。

4点目、視力低下の問題でございますが、ICTの活用はあくまでも手段でございまして、目的は児童・生徒の豊かな学びでございます。そのためにICTが手段としてどのように活用できるかということが、非常に大事だと思います。その過程におきまして、ICTの多用による視力低下のご心配かというふうに認識いたしましたが、これにつきましては、学校現場とよく情報を交換しながら、やはり長時間使用というのは、各界から指摘されているように弊害がございますので、望ましい利用時間なども研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。よく分かりました。

第1期がウインドウズで第2期がクロームということで。それから私、ちょっと認識不足だったんですが、クラウドサービスは既に利用なさっているということで、そうすると、クラウド化すると別にOSの違いがそんなに課題とは、問題とはならないという状況だと思いますので、ぜひともそちらのほう、OSの違いが課題等を顕在化していくというのを止める意味でも、クラウドのほうの利用をぜひとも推進していただきたいなというふうに思っています。そうすればOSの違いなんていうのは何にもなくなりますので、ぜひともその辺のところをお願いしたいというふうに思います。

ギガスクール構想については、令和3年12月、それから令和6年9月定例会において、同趣旨議題に伺っております。それだけ重要な事業だと私は認識しています。ギガスクール構想は個別最適化学習の実現や教育格差の是正でなく、教職員の負担軽減の面でも大きな役割を果たします。昨今、進められている教員の働き方改革、先ほど教育長さんの答弁にもありましたギガスクール構想はIT、ICというのは利活用やデジタルデバイスの導入には大きな変革をもたらしているということも重要となります。

ただし、それらの推進により、児童・生徒の健康面で弊害が発生していれば本末転倒となります。児童・生徒の裸眼視力の1.0未満が小学校、中学校と年齢によって悪化しているとの新聞報道もあります。タブレットを集中して見続けるとドライアイになりやすく、液晶画面のバックライトに使用されているLEDからはブルー

ーライトが出ております。これは皆さんご承知だと思います。健康面への影響が危惧されています。

そこで、簡易的に目の近視、乱視、斜視などを探知できる、幼児健診でも利用しているスポットビジョンスクリーナーというものがございます。この購入が全国の自治体で増加しています。スポットビジョンスクリーナーとは、乳児から大人までを対象に、数秒で弱視の危険因子の屈折異常や斜視などを自動測定して、視覚の問題をスクリーニングするための携帯型のカメラ式検査機器です。当町ではこのような機器の購入実績はあるのでしょうか。もしあるのであればあるということで、それを小学生、中学生にも利用することは検討願えませんかということでお伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、ただいまの木田議員のおただしにお答えしたいと思うんですが、児童・生徒の健康課題を把握するのにＩＣＴを効果的に使っていくというのは非常に大事な視点だと受け止めております。今おただしのスポットビジョンスクリーナーにつきましては、保健センターに１台購入済みということでございますので、その効果等を確認しながら、学校現場への普及等につきましては研究してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） ５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君） ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思っています。スポットビジョンスクリーナー、確かに１台あるということなので、ぜひとも利活用願いたいなというふうに思っています。

それで、最後になるんですが、浅川町の未来を担う児童・生徒の健康面でのケアに注視しながら事業を進めていくことが重要との思いです。また、構想第２期補助金に関しても要件も伺いました、先ほど。４計画を策定、公表済みと理解しました。当町の校務ＤＸの計画の中にも重要な項目が書かれています。ゼロカーボン宣言の活動内容にも通じますが、ペーパーレス化と同時にクラウドストレージサービスボックス導入が明記されています。浅川町でも明記されています。特に校務ＤＸについてはほとんど進んでいない印象ですが、ぜひ推進していただきたいなというふうに思っています。

それで、単に端末やネットワーク整備は、こうしたゴールに向かう土台との認識ですが、教育長、それから教育の関係なんですけれども町長の見解をお伺いして、今もろもろの話が出ました。その中でどういうふうな見解をお持ちかということで、教育長それから町長の見解をお伺いしたいなというふうに思っています。これは非常に大事なギガスクール構想ですので、費用もいっぱいかかっています。町の独自、ありますし、サクもあります。その中で運用するのは各学校だとは思いますが、行政としての手助け、その辺のところも踏まえてどういう見解をお持ちか、教育長並びに町長のご意見をお伺いして、最後に伺って終わります。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、私のほうから申し上げたいと思うんですが、まずは、児童・生徒につきましては、ＩＣＴの活用は、先ほど申し上げましたように、本来の学びを達成するための手段の一つであるというふうに思います。しかしながら、ＩＣＴなくしてこれからの社会を生き抜く力を子どもたちにつけていくことはできないというふうに思いますので、学習の目的に沿って効果的な活用の仕方ということを先生方と共に研究していきたいなというふうに考えております。

あわせて、もう一つの側面としまして、教職員の働き方改革、この視点からもＤＸの推進というのは非常に

大事だと思いますので、これから紙ベースの校務をデジタル化して、さらにクラウド環境を活用した業務の推進を図って、教職員の働き方改革にも生かしてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育委員あるいは教育長とよりよい話し合いをしながら、子どもたちの学習向上のために努めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）町事業のEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）手法による評価の重要性についての質問を許します。

５番、木田治喜君。

〔５番 木田治喜君起立〕

○５番（木田治喜君） 町事業のEBPM手法、証拠に基づく政策立案ということなのですが、の評価の重要性についてお伺いします。

先ほど来、午前中、同僚議員からもこれに似たような形で、事業のいわゆる評価というものをどうするんだというようなことが、お二人の同僚議員からもそういった話がありました。それにも関連するんだと思うんですが、令和７年第５回定例会において、EBPM、いわゆるエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングについてお伺いしました。その折、費用対効果等の検討は実施していないというふうな答弁がありました。その答弁に正直驚いたんですが、職員数や予算も限られた中で、費用対効果等で評価するということは、何も民間企業に限った事柄ではありません。事業評価は実務上、必須になっています。その理由に、優先順位をつける必要がある、行政の透明性や説明責任を果たす必要がある、それから、国の制度や通知などで費用対効果分析を求めるケースが増えてきているということがあります。ただし、費用対効果のみでもって決めるものではなく、事業の必要性、緊急性、住民生活や地域社会への影響、環境への影響、公共性や地域間バランス等々を加味した複数ある評価項目の一つとして位置づけるのが妥当だというふうに私は考えています。

全ては町民のためという志はとても重要と心得ますし、ただし、効果の検証なしに本当に町民のためになっているんだろうかという疑義が生じます。町長はじめ職員の皆様には分かっていたかと思いますが、もろもろの環境の中で、どの事業の優先順位が高いか検討する上で、町はどのように決定しているかの現状と、事業評価の側面からも有効な手法であるEBPMの考え方、発想がより重要だとの認識で、当町の事業評価に対する現在地をお伺いします。

１点目、EBPM、いわゆる証拠に基づく政策立案の概要及び推進効果について、町認識及び当町策定諸計画にEBPMの文言が明記されたことはあるのかお伺いします。

２点目、当町事業の予算づけの優先順位をどのように決定しているかお伺いします。

３点目、国も推進し、地方自治体においてもEBPM手法の発想取り入れが増加している現状において、なぜ行政に必要な、当町が考える項目があればお伺いします。

４点目、EBPM手法に限定せず、下記に挙げる具体的事業の過去を含めた町拠出総額及び継続事業としての総括的町評価をお伺いします。

１、夢工房、それから、あさかわロードレース、３、駅前マーケットと。この３つ、代表的なものを挙げさせていただきました。このほかにもいろいろ事業はあるんですが、この３つを継続中ということで、お伺い

たします。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町の事業計画にE B P Mを導入することができれば、誰もが分かりやすい形の政策立案、政策の優先度を定めることができると思われませんが、現在、町の諸計画においてE B P Mの文言が明記された計画はありません。

2点目につきましては、予算編成に当たりましては各課からの要望を踏まえ、法令上の義務、住民生活への影響、防災・安全確保、地域課題への対応、事業効果、財政負担、緊急性などを総合的に勘案し、優先順位を判断しております。

3点目につきましては、証拠に基づく誰にも分かりやすい政策立案、政策の優先度を定めることができる手法ですが、正確かつ継続的なデータの収集、蓄積に加え、そのデータを分析、活用できる人材が必要になりますので、まずは職員の育成や庁内体制の整備を進めてまいります。

4点目につきましては、1つ目の夢工房は、平成29年度から事業を開始し、令和7年度までに6,220万円拠出しております。夢工房は、店舗販売、農産物加工場、移動販売の3つの事業を展開しており、特に移動販売事業につきましては、買物が不自由な方への支援として、福祉の観点からも必要な事業であると考えております。

2つ目の花火の里浅川ロードレース大会は、今年で30回目の開催となることから、過去を含めた事業の町拠出総額は集計することができませんが、過去10年分の花火の里浅川ロードレース大会への町補助金総額として、約3,450万円となっております。県内外から多くの参加者が集い、今年も1,600人を超す、浅川の花火に次ぐ大きな誘客事業の一つとして位置づけられており、交流人口の増加に寄与していると認識しております。

3つ目の駅前マーケットは、地域おこし協力隊が主体となり、令和6年度から7回開催しております。町拠出総額については、第6回までの金額になりますが、約400万円となります。駅前マーケットは、磐城浅川駅前の新たなにぎわいづくりとして定期的に開催しており、加えて5月30日には多世代交流型複合拠点であるつながるB A S Eの運営も開始され、各イベントを通じたさらなる交流人口の増加などの相乗効果を期待しているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。詳細について答弁いただきました。ありがとうございます。

それで、1点目のE B P M文言については、確かに当町策定諸計画には明記はないということです。ただ、石川管内で言うと、石川町の第6次総合計画後期基本計画の第1章基本目標6というところに、これ87ページだったと思うんですが、E B P Mの取組の推進とあります。石川町は既にE B P Mの文言が入っています。当町も直接的にE B P Mの文言はなくても、取組については他自治体と同様です。K P Iを設定することも同じです。重要なのは、政策効果を検証するためのエビデンスの明示を、数値をもって表すための調査記録が必要です。先ほど、町長の答弁にもありました。これからデータをいろいろ取っていかなくやらないんだということだと思うんですが、そこで、直接的なE B P Mの手法にも含まれるK P Iの設定について、令和2年3月

策定の浅川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和7年にて6年間が経過し、評価する時期となっています。現在どのような状況で進められているかお伺いします、まず1点。

それから、あらゆる計画に施策の効果検証にPDCAサイクルの構築と推進と明記されています。総合戦略の中の文中にも、進行管理と一体的に運用することとし、施策効果の検証結果に基づき、また、社会経済情勢の変化や町の財政状況等も踏まえ、十分に考慮しながら必要に応じて本戦略の見直しを行うこととしますというふうに明記されています。当然、PDCAを回す上では、取組実績やアンケートの調査、結果といったデータの収集が行われ、各部署に蓄積されていると思われます。例えば、先ほどちょっと答弁のあった浅川ロードレースの参加人数なんかもそうです。それから、夢工房の売上なんかも含めてそうだと思います。そういったものの蓄積されたエビデンスともなるデータはどのように管理されているのか、2点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、小野修司君。

○企画商工課長（小野修司君） 先ほどありました、まち・ひと・しごとの評価なんですが、昨年、各課に評価のほうをKPIのチェック等含めて行っております。各種事業のデータの蓄積なんですが、各担当ごとに、ロードレース大会、企画商工課でやっている、あさマルシェ関係の事業等につきましては、各課担当ごとでデータを蓄積しております。そのデータの蓄積を全体では取りまとめはしていない状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

ロードレース関係でありますけれども、各年度、先ほど答弁いたしましたとおり30回になりますので、昔の状況というのはちょっと資料はございませんけれども、10年程度の資料は蓄積してデータとして保存しておりますので、そういったところから集計をしながらPDCA等の対応を図っているという状況でございます。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

各部署におけるデータ管理や調査記録等は町財産にも匹敵します。ぜひデータの集約と一元管理をお願いしたいというふうに思います。

2点目に、当町事業の優先順位の決め方についてお伺いしました。議題のEBPM手法によれば大いに役立ちます。ぜひ、EBPMの考え方を取り入れていただければというふうに思います。

その方法は、一般論で言えば、データや調査結果など根拠を使って政策の企画や評価を行い、直感や慣例に捉われず課題の見える化を実行し、重要課題を浮かび上がらせる、それで複雑な課題に優先順位をつけていくというものです。高齢化、人口減少、子育て世帯のニーズなど課題が多様化しています。どの施策が本当に効いているのか見極めが重要であるというふうに思います。効果の低い事業を縮小し、効果の高い事業にと、お金を集中することによって、大がかりな統計システムがなくても、前回定例会でも申し上げましたが、各事業ごとの参加人数、それから満足度アンケート、日常の相談件数、それから窓口来庁者数の推移、高齢者見守り隊の件数、それから要支援認定の件数、にこにこ広場、児童クラブの利用、状況など毎年同じ形式で記録して

おけば、結果を比較することによって次につながっているんじゃないかなと、それこそがPDCAの繰り返しとなります。先ほど教育課長が話したとおりです。

E B P Mを語る上で重要視されるのがロジックモデルです。政策がどのような仕組みで成果に至るか、いわば見える化するために使われるのがロジックモデルの事業で、事業ごとの設計図だと言われています。最近では重視されてきています。ロジックモデル、最近では重要視されています。当町では新規事業を実施する場合に、事業ごとのロジックモデルの策定はあるのかなのか、そこだけちょっと1点お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、本当に、効果のない低いのは今後縮小するのは当然だと思っております。

総務課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） それでは、私のほうから、そのロジックモデルですか、こちらは設定されているのかというところなんです、はっきりロジックモデルだというのは設定していません。それに近いものはあるかもしれませんが、ロジックモデルというはっきりした、こう、うたったものはございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ぜひ、事業、先ほど来から同僚議員も申し上げているとおり、財政には限りがあります。その中で有効な事業とは何なのかということでやられていると思うんですが、その中でも、ぜひロジックモデル、こうなればこうなんだというようなことで、ぜひつくっていただければなというふうに思っています。

それで、4点目に、具体的事業の拠出額と町評価についてお伺いしました。そのとおりだと思います。伺った3事業は全て継続中の事業で、それぞれ町活性化に一役買っている事業で、各関係者のご苦勞にも敬意を表するところではあります。その事業の一つ、夢工房について再質問させていただきます。

1番目に聞いていただいていますので、その中で、元気あさかわ夢工房は何を目的に、どんな成果、費用で、どのように検証しているのでしょうか。そして、最終的にどうなれば成功なんだということをちょっとお伺いしたいと思います。

E B P Mの事業の事前評価、事後評価だけだと思われがちですが、現在進行中の事業の途中評価、モニタリングにも使用されています。当町においても手法を意識しなくても実践しています。例えば、先ほど町長から答弁あったとおり、効果のないものは縮小するんだというお話がありました。それでは例えば、水曜日の窓口延長開設日の変更があります。これ月2回の延長開設を月1回とすることの理由が、需要の変化にあります。これは詳しくは分かりませんので詳しくは分からないんですが、はた目から見ているとそういうことなのかなというふうに思っています。事業開始の目的が、環境の変化によってあれば、躊躇なく変更する姿勢こそが、冒頭に申し上げた限られた予算と人員で最大の効果を出すことだと私は思います。感覚的じゃなく数値エビデンスによる判断こそが、繰り返しになり恐縮ですが、重要と心得ます。

それで、再質問です。これ再質問で、先ほど町長答弁にもありました、職員向けのE B P M研修等の実施、それからE B P M手法実践の町内体制を整えることに対して検討に値するかということを質問しようと思った

んですが、先ほど町長から研修等は行うということで答弁いただいていますので、そちらのほうは結構です。
よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 元気が出る夢工房、本当にこれ苦しい経営をしています。そういう中で、令和8年度、今年度、今後のことについて令和8年度に結論を出させていただきます。これは私一人ではなくて、商工会、JAさんとこれは今年度はっきりさせていただきます。それと、その中の移動販売、これは弱者さんのためになくすことはできませんので、この移動販売は今後続けていきたいと思っております。あと、答弁漏れは担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、小野修司君。

○企画商工課長（小野修司君） 夢工房なんですが、3事業行っておりまして、それぞれ事業の売上、利用者数等を毎年集計しております。確かに、夢工房につきましては、町の直売所という機能を最初持たせていたというの聞いております。店舗販売もしているんですが、利用者が年々減っておりまして、また移動販売事業もあるということで、店舗販売のほうにつきましては、令和8年度につきましては午前中のみ、月曜日から金曜日まで午前中のみ販売しておりまして、午後からは移動販売事業を行っております。

移動販売事業につきましては、月曜日から金曜日まで各曜日コースを決めて各地区を回っております。移動販売につきましても各地区を回っていて、要望がある場合には玄関先まで行くなど、買物弱者支援のためにも必要な福祉サービスの一つとして移動販売は実施しておりますので、移動販売事業につきましては、今後も継続をしていくという形になりますが、店舗販売につきましては、利用者数、売上げ等も減少しておりまして、目の前にもつながるBASEができたというのもありまして、そちらと今後、詰めの協議が必要になりますが、店舗販売については、先ほども答弁ありましたとおり、今年中には方向性を示して検討をしていきたいと思っておりますので、そちらにつきましては、夢工房の理事等も含めて話している状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） 先ほど来、木田議員、5番議員のほうから、EBPM、そしてKPI、そういったものの設定等が大事だという話をいただいております。まさに議員おたしのとおりだと認識をしております。ただ、そういったデータの活用であったりとか、分析に向けた職員能力の向上、育成、庁内体制の整備につきましては、一朝一夕では実現できるものではないというふうに考えております。段階的に取り組んでいくものだというふうに認識をしております。まず、職員のデータ活用能力の向上を図るために、各種研修への参加、そしてデータ分析の基礎知識の習得、先進自治体の事例研究などを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、各課が保有するデータの整理や共有化、ご指摘いただきました。まさにそのとおりですので、私を中心としまして庁内の連携体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。その上で、移住定住や、子育て支援、公共施設の最適化など本町が抱えている各種課題のほうに対象としてデータに基づく現状分析等を実施して適切な効果検証等を実施していければと考えております。

なお、限られた人員の中でこれらの取組を進めていくことは容易ではないと認識しておりますので、まずは

できるところから着実に取り組んで、職員一人一人の意識改革と行動変容を促しながら、効果的な持続可能な行政運営に努めてまいりたいと思いますので、議員のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

全くそのとおりだと私も思います。まずは、データの共有化というのは一元管理もろもろ、最終的にはそういうふうな形に持っていく、その前段階で研修、職員研修だとか、手法、仕方とか実践とかを含めて庁内体制を整えるということが重要だと思うんですが、まずは、そういったものにデータを取るくせ、まずはそのところから始めないと、まず問題にならないんだろうなと思います。

というのは、先ほど、元気あさかわ夢工房について伺いました。それで、最終的にどのようになれば成功だと言えるのかと。町の補助がなくなれば成功なんですよ。それで運営できれば、と私は思っているんです。で、その前に検討するとか何かという話が出ちゃっているものですから、それもまあ重要なことです。それは重要なことです。でもその前に、そういったことで、最終的にはどうなれば成功なんですかねという質問に対しては、私はそうだと思っているんですよ。多分、事業計画の中では売上幾らの目標だとかと、いろんなことは決めているんだと思いますが、最終的には町の補助なくして独り立ちすることが大成功だというふうに思っています。それで運営できるのであればですよ。ということだと思います。

先ほど町長の答弁にあるとおり、今まで6,220万ほど拠出しているんだということです。6,220万というのは、これ大変なことです。当町にとっても大変な事業だと思います。ですから、その辺のことで、まずはデータの取り入れ、お客さんが何人来て、午前中は何人来たとか、そういったもののもろもろのデータ、通販なんかはみんなそうですよね。ぼんとボタン押せばみんなそのデータが行くと。それから今のレジなんかもそうですよね。全てのデータがそこに行くという形を取っております。そういったもののデータを集めるのがどのように大変かは分かりますけれども、そういったものを取るんだということに、ぜひとも推進していただきたいなということです。

最後に、元気あさかわ夢工房については、設立目的としては、先ほどありましたとおり、町の農産物や空き施設を活用しながら地方創生の仕組みを使って地域経済と雇用を生み出す、町を元気にすることというふうに私も認識しています。EBPMの考え方については、今、副町長より前向きな答弁をいただきました。繰り返しになりますけれども、地方自治体でも事業評価がほぼ必須になっています。特に社会資本整備の経済評価や上下水道、産廃、先ほどから出ています産廃処理施設等の公共事業では、国のガイドラインや通知で費用対効果が求められています。行政は住民サービスを行使すると同時に費用対効果だけで決定するものではないというのは、町長から先ほど答弁いただきました。そのとおりだと思います。それで1つ、最後になるんですが、るる申し上げましたけれども、最後に事業評価を具体的数値にて、今後実施するかということを、町の方向性、こういうふうにしていくんだという方向性があれば、見解等を伺って終わりたいと思います。

ぜひとも大事なところなので、いわゆる勘とか何かに頼らずにデータをもって評価することが非常に重要になりますし、いろんな課題が出てきていますので、今、いろんな事業が増えてきています。職員さんの苦労もあります。ですからその中で、見直し見直し変えていかないと、最終的には器だけがすごくでかくなっちゃって、人が足りませんよという話になっちゃいますので、ぜひともその辺の事業の見直しの評価をする上

では、その実績と数値をもって判断していただければなというふうに思いますので、そういったことの最後に、方向性を見解を伺って終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） 繰り返しの答弁になりますが、限られた人員の中では、これらの取組を進めていくことは容易ではないと認識しておりますが、まずはできるところから着実に取り組み、職員一人一人の意識改革と行動変容を促しながら、効果的そして持続可能な行政運営に努めてまいりますので、議員のご理解をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） ここで、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

次に、質問順7、4番、兼子長一君、（1）新教育長の教育行政方針についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 新教育長が就任されました。そういった中で、町の教育行政の方針について、お伺いをしたいと思います。

新たに教育長に就任された塩田正信教育長に教育行政方針についてお伺いをいたします。

教育長の町教育行政に対する抱負と方針を伺いたいと思います。また、5月6日に発生した磐越道での部活動遠征時の送迎における事故に伴いまして、我が浅川町での、この部活動やスポーツ少年団などの送迎について、どのような実態になっているのか。児童・生徒の安全確保に向けて、どのように対応をしていくのかをお伺いいたします。

そういった中で、3点お聞きいたします。

1点目、教育長としての抱負と方針についてお伺いいたします。

2点目、学校の部活動やスポーツ少年団の大会及び練習試合などの送迎状況、バス利用や保護者の送迎などについてお伺いをいたします。

3点目、部活動の遠征時の送迎における安全確保のため、浅川町教育委員会としての対応についてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） お答えいたします。

1点目につきましては、抱負としましては、子どもからお年寄りまで幅広い年代の町民が笑顔で学べる環境づくりを進めたいと考えております。

また、方針としましては、浅川町第6次振興計画の政策目標「人と文化が輝くあさかわ」に基づき、町民ファーストを基本に各施策を進めてまいります。

2点目につきましては、学校につきましては、教育課程に計画された大会は、運転手付きの貸切りバスを利用しています。教育課程に計画されていない大会や練習試合については、保護者による送迎で現地集合、現地解散となっています。

スポーツ少年団につきましては、大会、練習試合、いずれも保護者による送迎となっております。

3点目につきましては、園長・校長会議で、教育課程に計画された大会については運転手付きの貸切りバスを利用すること、乗車時の再確認を継続することなど、改めて、これまでの取組の徹底について指導したところです。

また、それ以外の大会や練習試合に伴う保護者の送迎についても、機会あるごとに安全運転への保護者の意識向上について、啓蒙するよう依頼したところです。

今後も、園長・校長会議など定期的な会議を活用し、部活動遠征時等の安全確保について指導してまいります。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 教育長に抱負と方針ということでお伺いしました。

まさしく町行政の教育のために、今後ともご尽力いただきたいと思います。

2点目ですが、教育課程で決められた大会につきましては貸切りバスを利用するというので、多分、こういう大会というのは中体連とかそういう大会だと思うんですけども、それにつきましてはきちんと、貸切りバスですから運転手付きのそういうバスということで、これは安全上大丈夫だと思います。

それ以外の練習試合とか、あとはスポ少の大会、これについては保護者の方が送り迎えしているということで、これはもう以前から私も承知していますが、やっぱりそういう状態できていますよね。いろいろ保護者の方にも聞きますと、自分の子ども以外の子どもさんも乗せるということで、やはり万が一のときのそういう補償の問題、そういったものも不安を抱えながらも、やはり子どものために送迎しているというのが、これ実態だと思います。

ですので、最終的にはその保護者の責任になっちゃうかと思うんですけども、この辺の問題、今までこれは見えなかったのが、この磐越道の事故を契機にクローズアップされたということなので、私としても浅川町の実態はどうなのかなということで、今回、質問させていただきました。

なかなか、この決められた、そういう公式な大会と違って練習試合、そういうもろもろについての送迎の問題は、これがいいんだという解決策はなかなか見つけ出すのは難しいと思いますが、なお今後ともそういう注意喚起、そういったものをやっていくしかないのかなと思います。

それでは3点目、浅川町教育委員会として、こういう部活動の、送迎における安全確保についてどうですかということで、これは教育委員会部門でも、または校長先生とか園長先生を含めていろいろ相談し、あとは保護者へのそういう周知、注意喚起ということでご答弁されました。

それで、国とか県の教育委員会から、5月19日付で各市町村の教育委員会に通知が行っているかと思うんですけども、これは部活動の遠征時の対応、送迎のそういったものが来て、ガイドラインとまではいかないんでしょうけれども、極力、貸切りバスを使ってくださいとか、そういう緑ナンバーを確認するとかという、そういう通知なんでしょうけれども、これ実際、浅川町教育委員会には、この通知は来ておりますか。それ、ちょっとお聞きます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） ただいまご指摘のありました通知につきましては、5月19日付で福島県教育委員会教育長名で、部活動の遠征等における安全確保についてということで通知が入っております。これにつきましては、こども園、各小・中学校に通達内容について周知をしたところでございます。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 通知は来ておるということですね。

その通知は来ているんでしょうけれども、それに伴って、浅川町の教育委員会として、こういう送迎に対するそのガイドラインというか、マニュアルとまでいかないんでしょうけれども、そういうものをつくる考えはあるのかどうか。あるいは国・県のその通知の中に、そういうものをつくるよう努めてくださいみたいな、そういう通知の内容なんでしょうかね。その辺、再度お聞きます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） ただいまのご指摘でございますけれども、通知の内容につきましては5点ほどございました。

その中の一つに、部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保ということがございまして、その中の一つに、危機管理マニュアルの点検と必要に応じた改定ということがございます。

この危機管理マニュアルにつきましては、各小・中学校で既に策定しておりますので、それらの点検、必要に応じた改定について指導したところでございます。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

既にその危機管理マニュアルがあったので、それを見直しして、こういう送迎に対する安全確保についてもまとめるという形ですね。

それはもう、つくったんですか。そういうマニュアルは、見直しは済んだんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） 危機管理マニュアルにつきましては、部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保ばかりじゃなくて、遠足等についても対応できるものでございまして、これは既に小・中学校で策定してございます。それにつきまして、今回の事故を受けて、さらに見直しを依頼しているところでございます。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） じゃ、今後、そういう見直しを進めていくということで分かりました。

このマニュアルはあれですかね。各学校ごとにあるんですか。それとも、まとめて一本化されているんでしょうか。最後にちょっとお聞きます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） 危機管理マニュアルですが、これは各小・中学校がそれぞれに策定しております。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）外国人住民登録数と就労支援や課題についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 外国人住民登録数と就労支援や課題についてお聞きします。

外国人の住民登録者は大変多くなっているのかなと思います。そういった中で、いろんな課題も出てきているのかなと思います。

近年、浅川町においても、居住者や企業への就労者が増えている。そういった中での外国人住民登録と就労状況についてお伺いをいたします。

1点目、浅川町における国別の外国人住民登録者数をお伺いします。

2点目、住民登録する理由で、多い順にお伺いをします。就労とか結婚など、そういったものでお伺いをします。

また、住民税の課税状況についてもお伺いをいたします。人数、それから税額などについてお伺いします。

3点目、外国人労働者への支援として、関係団体との連携はどのようなものがあるでしょうか。また、町民との間でトラブル等はあったのでしょうか。

4点目、外国語で記載した町のガイドブックなどを窓口で配布してはどうかと思いますが、こういうものは作成しておりますかね。それとも、作成していなければ、今後、作成する考えはありますか。

以上、お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和8年5月1日現在、ミャンマー10人、フィリピン8人、インドネシア7人、ベトナム6人、タイ4人、中国2人、ネパール2人、オーストラリア1人、インド1人、韓国1人、アメリカ1人、合計43人です。

2点目につきましては、技能実習15人、永住者14人、特定技能9人、日本人の配偶者等3人、教授1人、教育1人。

住民税の課税状況は、直近の令和8年度課税において、課税人数35名、課税額182万円。

3点目につきましては、町が把握している外国人労働者の支援団体はありませんが、公益財団法人福島県国際交流協会が外国人住民のための相談窓口を開設しており、相談窓口のパンフレットは13言語で案内されていますので、こちらを案内することになります。

なお、町民とのトラブルですが、日本に来て、不慣れな環境で生活しており、生活習慣、生活環境の違いからのささいなトラブルはあるようです。

4点目につきましては、外国語で作成された町独自のガイドブックはありませんが、スマートフォンなどの

情報端末があれば様々な言語に翻訳できる機能がありますので、当面は情報端末を利用して、外国人の方に説明したいと考えております。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 1点目なんですけれども、ちょっと追いつかないですので、やはり、これは議会として要望しております答弁書、これをちょっと配付していただければ助かるんですが、これも再度お願いしたいと思います。

ちょっと、今、なかなか、もう一回ちょっと、ゆっくりちょっと、ミャンマーと、あと、インドネシア、タイぐらいしか分からなかったの。すみません、43人は分かりました。国別がちょっと聞き取りできませんでしたので、もう一回ゆっくりお願いできますでしょうか。

あと、2点目につきましては、これもちょうとよく聞き取れなかったんですけれども、やはり、就労、仕事ですね。外国人技能労働者というんですか、それは今15人だったんですかね。意外なのは、結婚が3人ですか、配偶者ということですね。あとは教授、来たんですかね。教授、英語の先生、学校に来ている先生じゃなくて、何か大学の教授の方がいらっしゃるんですかね。そういう方がいるということなんですね。ちょっと再度、すみませんがもう一回、すみません、お願いします。

あと、課税人数については35人で、総額182万円、住民税ね。43人のうち35人が課税されているということで、そのうち、住民税ということで浅川町に182万納めていただいているという状況ですね。分かりました。

それから、外国人労働者への支援については、県の国際交流協会というんですか、そこが相談窓口なので、そこを案内しているということで、そこは了解しました。

あとは、町民との間のトラブルは多少ちょっとあるんでしょうけれども、そういう大きな表立ったものは今のところないということで分かりました。

4点目、外国語で記載した町のガイドブックはありますかということで、それは作っていないという答弁でした。

あとは、スマートフォンのそういう端末を利用して翻訳機能というんですか、そういったものを活用して案内しているということで分かりました。

この4点目のガイドブックがないという、外国人の方でも浅川町に住んで仕事をして、税金納めているという、そういう状況ですから、やはり、例えば災害のときですね。避難場所とか、どういうふうな形にするか、そういったものの案内はどうなっていますでしょうか。

町のハザードマップ、これ見ますと、外国語は一切記入されていませんね。あとは、暮らしの便利帳。これにも多分なかったと思いますね。外国語の記載というのはね。なので、やはり、そういう支援というのは、外国人の方にもそういう災害時の対応、避難場所はどこなのか、あとは避難時の注意点とか、そういうのを分かるようなこのガイドブックというんですか、こういうのもやっぱり税金を課税しているからには、やっぱり行政サービスとして、町はそれをやらなくちゃならないのかなと思うわけなんです、この辺の考えを再度お伺いします。

1点目2点目もう一回、ちょっとすみません、ゆっくり答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初に、災害時の案内をどうするのか。これ、今のところ、ガイドブック作る方向ではありません。

今、日本全国どこへ行っても、何かスマートフォンがあれば情報を端末でほとんどできるみたいですので、今、携帯持っている方はほとんどこれができると思っておりますので、今、ガイドブックを作るあれはございません。

それでは再度申し上げます。ミャンマー一人が10人、フィリピン8人、インドネシア7人、ベトナム6人、タイ4人、中国2人、ネパール2人、オーストラリア1人、インド1人、韓国1人、アメリカ1人、合計43人。

2点目につきましては、技能実習15人、永住者14人、特定技能9人、日本人の配偶者等3人、教授、いいですか、教授1人、教育1人。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

私、国別からすると、結構いろんな国の方が我が浅川町に居住をされているんだということで、改めて認識をいたしました。

この外国人の住民登録をする基準、この居住する月数ですかね。何か月間、浅川町に住んで仕事をするよとか、何かやるとか、何かそういう基準があると思うんですけども、その辺ちょっとお聞きいたします。

それから、あと、技能実習生が15人ですかね。これ、多分いろんな町内の企業、特に縫製会社が多いんだか。私の近隣の団地でも、そういう方が朝晩通勤する姿をお見かけします。そういった方たちがいる。やっぱり、今の日本のこの人手不足の問題があって、農業もしかりですけども、こういう、やっぱり外国人労働者の方に今お願いするといいいましょか、頼る状況なんですね。

そういった観点からも、やはり支援ということも必要かと思います。いろんな問題ありますよ、外国人のいろんな犯罪とか、そういうのもありますけれども、でも片一方では、この人手不足の中で頑張ってもらっているというのも実態なんですよ。

そういった中で、税金もいただいているというのはあるわけですから、こういうことも踏まえて、やはり、さっきガイドブック作成のことを話しましたが、それはスマートフォンで今はいろいろやれる時代ですよ。それは分かりますけれども、でも何といひかな、温かい伴走支援というんですか。それで、窓口でちょっとこれ読んでくださいと、英語なり中国語なり、そういったもののちょっとしたガイドブック、立派なものじゃなくていいんで、そういうのをちょっとこう渡すとか、そういうものも、一つの私は心遣いかなと思いますが、その辺、再度お聞きします。再度、お願いします。住民登録のその基準、それも含めてお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初言った基準は、これは担当課より説明させていただきます。

先ほど申したスマートフォン、これ、本当にほとんど外国の方、東京でも、私、東京に行く機会が多うございます。みんなもスマートフォン、道から、人とお話をできるんですよ、あつという間に。そのガイドブックなくなつて。皆さんも東京行って、本当に何となく見てください。外国人、みんなスマートフォン持っています。そうやって道案内、全部行っちゃうんですよ、あれ。ですから、あえて浅川町のガイドブック持って、本

当に、年に何人来るか分かりませんが、まさか1部、10部、20部作るわけにはいきません。やはり、今あるスマートフォンでしばらくの間、様子を見たいと思っております。

○議長（水野秀一君） 住民課長、薄井俊昭君。

○住民課長（薄井俊昭君） 在留資格につきまして、国の出入国在留管理庁が発行する在留カード、中長期在留者ですが、3か月超えの在留資格を持つ外国人の方に在留カードが配付されております。その在留カードを基に、浅川町の転入届等を出していただいております。

それから、窓口ですが、ごみの分別収集表ですが、石川町の施設組合のほうで、今年度、英語版の分別収集表を作成しておりますので、今年度4月以降に転入される方には、その英語版のごみ分別収集表を配付するようにしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 住民課長からの答弁で、3か月間在留するというのが条件で住民登録できるということでした。

そして、このごみの収集分別のお知らせを英語版で、外国語版で用意を、そういうのを配布したという、まさしくこれなんです。こういうことなんです、私、言いたいのは。

だから、スマートフォンでやれるの分かります。だけれども、そういうことじゃなくて、温かい支援を差し出す。不安な外国人の方が浅川町に来て、これから仕事するというときに、そういうことも対応したほうがいいんじゃないですかということなんです。

だから、それは余計な事務手間やりたくないということもあるんでしょうけれども、だからそれだけじゃなくて、やっぱり。その方たちが永住すれば、町の人口も減少にだって、歯止めが少しはかかるんじゃないですか。子どもさんだって生まれるじゃないですか、結婚に結びつけば。そういうものも、少子高齢化、人口減少、そういうものを見据えてやってほしいというのが私の本音なんです、この質問。そこを酌み取っていただきたいんですよ。

再度、町長の考え、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） あのですね、職員が余計な事務手間やりたくない勝手に言わないでくださいよ。これはちょっとまずいですよ、だって。職員は全然そういう気持ちはなかったらどうするんですか。

〔発言する声あり〕

○町長（江田文男君） いや、5番議員さん。今、4番議員とやっておりますから、その気持ちは分かりますよ。ぜひ、そういうことをしないでください。

前回も私、言いましたが、私が字を読めなかった。そのとき笑ったじゃないですか。私、そのとき、恐らく議事録に載っていますよ。やっぱり、そういう失礼なことは、まずはしない。自分がやられたらどうなんですか。違いますか。

まあいいですよ。ですから、いいですか、後で議事録、3月の議事録できていますよ。私がここで字を間違えて読んだ。そしたら、4番議員が話をかけて笑ったじゃないですか。私、議事で言ったじゃないですか。こ

こ笑うところじゃないんですかって。

〔「町長、町長、それは」の声あり〕

○町長（江田文男君） ですから、いいですか。私が今、答弁しているときだから話をしない。まず、それだけは守ってください。

私は真剣なんですよ、本当のこと言って。皆さん、これ、9人いるからいいですよ。私はもう一人で常に対応して、それで答弁、当たり前で。私は常に真剣にやっているんですよ。ですから、私は真剣に答弁をしています。

それで今、余計な、だから職員って、そういうふうに取り合われるじゃないですか、だって。職員だって今、一生懸命やっているじゃないですか、だって。答弁、仕事やって当たり前になって、私も真剣に答弁しているんですよ。それだけは分かっていたきたいと思いますよ。違いますか。

ということで、私はガイドブックは作りませんが、今現在はスマートフォンで情報が翻訳できるんですよ、いろんな面で。私はできますから、しばらくの間はスマートフォンでやりますという、そう言っただけですよ。そう言っているんですよ、私は。

だから、今、ごみの問題、英語を書いた。じゃ、それはいいことじゃないですか、これ。私がこのごみ袋に英語で記入してくださいと私が頼んだわけでもないんですよ。やっぱり、今そういう時代で、今そういう流れになっているんですもの。できるものはできるんですよ。

だから、この我が浅川町は、今現在、このガイドブックには私は先ほど申したとおりに、今のところ作る気ありませんと言っているんです。このスマートフォンで翻訳ができるんですから、それで十分じゃないんですかと。例えばガイドブックを作っても、1年に1冊か2冊出ればいいじゃないですか。作るのは1冊で、10冊じゃないですよ。恐らく何百と作らなくちゃいけないと思うんです。そうしたら無駄になる可能性があるんですよ。

ですから、私はスマートフォンでしばらくの間いきたい、そう答弁をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 町長の答弁も分かりますけれども、じゃ、私が言っているガイドブックというのは、きちっと印刷屋さんをお願いしてカラー刷りでやるというものでなくて、本当の手作りの、そういう部分でもいいのかなという思いで聞いたわけです。

ですから、そうなれば、そんなに数も作る必要ないでしょうし、外国人の方も来たときに、ちょっとお渡しできるような、そういうものでもよかったと思う観点から、そういうものを質問したわけでございます。

あと、その職員の方の事務負担に多少それなりに、その手間はかかるかもしれませんがという観点で、先ほど事務負担もあるのかなという意味で言ったわけであって、必ずしもすごい立派なガイドブックでなくてもいいんじゃないかという、そういう趣旨の質問でしたので、そこはご理解をいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、8番、上野信直君。（1）米・イの国際法違反のイラン攻撃に起因する物価高騰、資材不足に苦しむ町民に支援をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 今年2月28日、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃が始まりました。意に沿わないイランの指導者多数を突如ミサイルを撃ち込んで殺害し、隣接する女子小学校の児童ら180人も死亡しました。ロシアのウクライナ侵略と変わらない、国際法違反の行為にアメリカの同盟国からも批判が上がり、ローマ教皇も戦争を支持できないと批判し、国際法の遵守を求めています。

こうした中、世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけと、指導者がトランプ大統領を持ち上げる日本は、世界の中で際立っています。

それを踏まえてですけれども、この戦争によって世界的に原油不足となり、その影響は、当然日本にも及んで、物価高騰、資材不足が町民の暮らしを直撃しています。

そこで、現状への認識と、町民の暮らしを守るための対応などについて、3点伺います。

1点目です。原油が来なくなって、ガソリン、灯油や関連品目が一挙に値上がりをし、ナフサ不足が追い打ちをかけています。町は、3月に物価高騰対策として1人1万5,000円の支援金の現金給付を行いました。多くの人が歓迎し、待ち望んだ現金給付でした。

ところが、イラン戦争によって、せっかく町から振り込まれた支援金1万5,000円は、イラン戦争で消えたと言われています。物の値上がりはとどまることを知らず、この6月には4,000品目の値上げが報道され、町民の暮らしを直撃しています。また、多くの業者が資材不足に苦しんでいます。こうした状況を町は把握しているかどうか伺います。

2点目です。この影響は、町民や町内業者だけでなく、町自体にも及んでいるのではないかと思います。物価高騰による町への影響はどうなっているか、加えて、資材不足も発生しており、予定されている入札などへの影響はどうなのか伺います。

3点目です。国には、さきの物価高騰臨時交付金を上回る規模の支援を強く求めるべきではないでしょうか。また、町独自の住民への支援策を急いで検討すべきではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町としては、具体的な数字までは把握しておりませんが、石油由来の材料のコスト増、商品の品薄など、様々な影響が出ていることは把握しております。

2点目につきましては、物価高騰による町への影響については、今現在は大きな影響は見られませんが、今後、燃料費、電気料金、給食材料費、施設維持管理費をはじめ、様々な分野で経費増加が生じてくると懸念されているところであります。

また、建設資材価格の高騰や資材不足の影響により、全国的に公共工事においても事業費の増加や工期への影響が生じており、入札不調や応札業者の減少、契約変更の特例が見られております。

本町においても、今後、同様の影響が懸念されているところであります。

今後予定しております入札案件につきましても、資材調達状況や市場価格の動向を注視しながら、必要に応じて、設計単価の見直しや適切な工期設定など、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、物価高騰による住民生活の影響については、町としましても大変深刻に受け止めて

おります。

一方で、町財政も厳しい状況にあり、町単独で大規模かつ継続的な支援を実施することには限界がございます。

そのため、まずは国に対し、地方の実情に応じた十分な財政措置や、物価高騰対応臨時交付金の拡充、継続を求めてまいりたいと考えております。

また、今後、追加で交付金等が措置された場合には、その内容を精査し、低所得世帯支援や生活支援、地域経済対策など、必要な施策へ速やかに活用できるよう検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 全く、こういう国際法違反の行動によって、我が日本国中、全ての国民、全ての町民、大変な迷惑を被っている。

私も個人的には、この戦争が始まった直後に灯油を買いに行ったら、いきなりもう18リットルで3,000円近かったんですよ。びっくりしまして、本当は5缶買う予定だったんですけども、4缶にしました。私の後に来たおじいちゃんは、値段を見て怒っていましたよ。何でこんなに高いんだと。やっぱり、そういう状況で、この無法な行為がなければ、こういうふうにはならなかったということが基本ですからね。それをたてるような、支えるような、そういう政府であっては私はないと思うんです。

今回、国の補正予算では、この中東情勢対応の補正予算が問われました。電気・ガス料金のほかは、生活支援の具体策は全くありません。

その一方で、中東情勢対応として2兆5,000億円の予備費が計上された。これ、予備費というのは、国会の承認を得ないで、内閣が勝手に使えるお金なんです。後で事後承認を求めるといふにはなっているんですけども、国会で否決されても、別に支出の効力に影響はない。こういう在り方は、財政民主主義に反するという根本的な問題はあるんです。あるんですけども、ここにお金はあるのは現実ですから、町としては、強く政府に、このお金を使って我が浅川町の町民を助けてくれと、浅川町の業者を助けてくれと、こういうことを強く求めていただきたいというふうに思います。

確かに、町独自の施策としては、なかなかこれは容易ではないというふうに思います。お金のかかる課題は山積している。でもお金はなかなかないという状況は分かります。

ですから、より強く国に対して対応を求めていただきたいというふうに思うんですけども、重ねて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この中東情勢の中で、困っているのは全世界です。特に弱者。これは恐らく数万人、数十万人、亡くなっています、この戦争で。

私は、5月のときに、今、県の副会長やっておりますので、要望に行く機会が多々、多くございます。そういう中で、地元出身の福島県出身の国会議員はじめ、知り合いの国会議員のほうには必ず回ってきます。そして、この東北、過疎債を受けていないこの浅川町、何とかしてくださいと。これ、恐らく議事録に載っているはずです。

これ、過疎債を受けていないと、国の補助7割もらえないんですよ。こんな厳しいことないんですよ。私は

それを、今、訴えています。そして、この戦争は誰のためなんだと。これは本当に訴えています。

当然、上野議員の仲間である国会議員さんにもお話はさせていただきました。ちゃんと証拠写真もございます。そんな中で、本当に弱者を助けるのが国、これ、国だと思っていますから。今、本当にこの厳しい状況の中、予備費を使って何とかするのが絶対これ、国だと思っています。

私も8番議員さんと全く気持ちは同じであります。この声を、もっともっと福島県、市町村、あるいは東北、あるいは日本全国から仲間同士で上げていきたいと思っています。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）猛暑から子どもの健康を守るため学校に冷水器、給水器、ミストの設置の質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 今年の夏は、これまで以上に暑い夏になると予想されています。町の高齢の方は、昔は夏でも30度を超える日なんて1日か2日しかなかったよと言っております。その浅川町で、既に最高気温が40度に迫ろうとしております。

こうした地球高温化が進むことで、子どもたちの命と健康を守るため、学校に暑さ対策として、冷水器、給水器、ミストを設置する自治体が増えております。我が町でもそうすべきではないかという観点から、2点伺いたいと思います。

1点目です。児童・生徒の熱中症、脱水症予防のため、浅川町でも、小・中学校の各階と体育館に冷たい水が飲み、持参したボトルに冷水が入られる給水器・冷水器、これを置き、さらに、学校の適当な場所にミストを設置して、酷暑から子どもたちを守るべきではないでしょうか。考えを伺います。

2点目です。この猛暑対策は待ったなしです。予算執行は専決処分を行ってでも、この夏に間に合うようにすべきではないでしょうか。冷水器・給水器とも機種は様々ありますが、価格は数万円から十数万円が多いようで、工事費を入れてもさほどかからないと思います。ミストもさほど費用はかかりません。早期設置について、考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） お答えいたします。

1点目と2点目の答弁であります。現在、児童・生徒は、水筒に水やお茶を入れ持参しており、自らの健康をマネジメントする力をつける意味でも、その効果は大きいものと考えております。

現状、小・中学校には、コロナ禍以降、職員室や保健室に製氷機付きの冷水器を設置しており、酷暑時には、廊下などに冷水器や製氷機の氷を利用してウォータージャグを準備し、児童・生徒は自由に飲んだり、持参している水筒に補給したりできるようにするなどの対応もしているところでありますので、ミストの設置等を含め、新たな対策は考えておりません。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。

現状はそういう状況で、冷水器・給水器とも対応できているということなんですね。

職員室や保健室には常備、冷水器・給水器が設置をされているということで、そのほかの廊下等についても、子どもたちが自由に飲んだりボトルに詰められるような、そういう状況になっているということなんですか。

この冷水器・給水器というのは各階にあるんですか。それとも、どこか特定の場所に幾つか置いてあるという状況なんですか。それぞれに伺いたいと思います。

それから、ミストについてですけども、ミストは設置されていないですよね。これ、屋外で活動する子どもたちも大変多いわけでありまして。特に中学校。小学生も運動部とかの子どもだと思いうんですけども、そういう子どもたちの健康を守る上では、ミストも効果的だと思うんですよ。

ですから、給水器・冷水器は、これはちょっとあるとしても、ミストはまた別に考えて、この設置についてもやはり検討していただきたいなというふうに思うんですけども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは初めに、給水器、それから冷水器の設置の状況についてでございますけれども、現状、先ほど申し上げましたように、学校には、保健室、職員室に冷水器・給水器が設置してございます。それらから水を取りまして各階に、あるいは必要な場所にウォータージャグを設置して、水を取ったウォータージャグを置くことが可能になっていて、酷暑時にはそういった配慮をしているということでございます。

なお、大前提といたしましては、子どもたちは水道水は常時活用できるわけでございます。また、先ほど申し上げましたように、学校に設置してある冷水器・給水器から補給も可能になっておりますので、現状としては、各階に設置する予定は考えておりません。

次に、ミストの設置についてでございますが、ミストにつきましては気化熱効果で、体感温度を涼しく感じさせる効果がある。しかも、この使用に当たっては、屋外のイベントとか、冷房の難しい場所で熱中症対策として活用されるというふうに認識をしております。

現状は、小学校・中学校、特にコロナ禍以降は、教室は全て冷房が入っております。また、酷暑時は、熱中症ガイドラインによりまして、暑さ指数が一定の指数を超えますと、体育の授業をはじめ、外遊びなどは原則禁止というふうになっておりますので、現状のところ、ミスト等の効果は分かるんですけども、現状の対応で支障はないかなというふうに考えております。

なお、年々、暑さは厳しくなっておりますので、酷暑時の児童・生徒の学校生活の様子でありますとか、あるいは学校現場のニーズを引き続き把握して、研究してまいりたいと考えています。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） だんだん分かってきました。

職員室と保健室に給水器・冷水器があって、暑い日はそこから水を取ったウォーターサーバーですか、それを設置して、子どもたちがそれを各自で利用できるようにしているということなんですね。このウォーターサーバーとは各階に設置されているんですか。設置状況はどういうふうな状況になっているのか伺いたいというふうに思います。

この冷水器・給水器を設置するに当たって、水道管と直結するというのが一つの流れになっています。学校の水道水というのは、何日か前に屋上にある貯水タンクにくみ置きした水を自然の重力で流すという形でやっているわけで、新鮮ではないわけですよ。そういう点を考慮して、新鮮なおいしい水を供給しようと、子どもたちに飲ませようということで、水道管と直結した冷水器・給水器を設置すると、こういうのも一つの流れになっているんです。今、そういうふうにはなっているんですか。その点を伺いたいというふうに思います。そのウォーターサーバーの設置の場所というか、件数と、その給水の仕方。

それからミストに関しては、私、ちょっとここのところが抜けていると思うんだけど、暑さ指数が一定程度を超えたら、屋外の活動は禁止になりますから、屋外での暑さ対策というのは特に考えなくてもいいんですみたいな話になっているんだけど、そうじゃないと思うんですね。その暑さ指数に至る前のひどい状況というのものもあるわけですよ。でも、運動はしていいんだけど、暑いという状況もある。そういうときに、子どもたちがリフレッシュするには、あるいは、ふらふらになって倒れそうなときに気分転換になるのがやはりミストというのは、そういう意味ではやはり効果があると思うんですね。これは屋内に設置するものじゃなくて、屋外に設置するもの。

子どもたちだって暑い。もう朝から暑いですからね。登下校のときに、その下を通ったらすごくリフレッシュすると思うんですね。そういう効果もあると思うので、ぜひ、これをよく検討していただきたいというふうに思うんです。

その3点、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、3点につきましてご答弁申し上げたいと思うんですが、まず、ウォータージャグの設置場所につきましては、現在昇降口に設置しておりまして、児童は自分の水筒がなくなった場合には、そこに来て補給ができるということで対応しているところでございます。

それから、水道から直接、水を引っ張って冷たくするという説明についてですが、現在、職員室と保健室に置いてある冷水器につきましては、そのような構造になっております。

最後のミストの設置の件でございますけれども、ミストの効果につきましては、上野議員さんご指摘のとおりだというふうに認識しております。現状、先ほど申し上げましたように、ミスト、一時的な体感温度を下げるということで非常に効果があるというふうには思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、小・中学校全て、保健室も含めて冷房が効いておりますので、もし体調を崩した場合には保健室に、それは校庭からでも入れますので、そういった対応もしているところでございますので、現在のところは設置について考えていないところであります。

しかしながら、先行的に既に実施している自治体もあるというふうに思いますので、教育委員会としても、先行的に実施している市町村の取組などを、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） あらましは分かりました。

ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思いますけれども、この児童・生徒が使えるウォーターサーバー、昇降口に設置している、これ、小学校も中学校も置いてあるんですかね。それ、伺います。1か所

で足りているという状況ですか。伺います。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） 小学校につきましては、昇降口に置いてあるということでございます。それから中学生ですけれども、こちら、発達段階がございますので、中学生のほうは学校の様子を伺いますと、もし万が一、水がなくなったときに、部活動前に保健室に氷や水を頂きに来る子どもが数名おるということでございます。

いずれにしても、議員さんご指摘のとおり、せっかく使える給水器がございますので、今後、ウォータージャグの増加等も教育委員会として検討をしてみたいと考えております。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（４）お盆の時期にみのわ団地の空室を宿泊施設にできないかの質問を許します。
8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 先日、町長が言っていたように、我が町にも待望の宿泊施設が、駅前の旧米蔵を活用したつながるBASEに完成しました。予想以上にすばらしい施設で、多くの人に利用されるだろうと期待するものであります。

しかし、泊まれるのは1日1組だけで、そこだけでは帰省客が多いお盆の時期は対応し切れません。近くの温泉旅館などに、高いお盆料金で泊まらざるを得ない人も多いと思われます。

そこで、3月議会の予算審議の中でもお聞きしましたが、お盆の時期に、全80戸のうち、かなりが空室となっているみのわ団地を素泊まりの宿泊施設に利用できないかという質問で2点伺います。

1点目です。みのわ団地は国の補助金で造った町営住宅とは違って、公営住宅法の適用を受けない町の施設ですから、ある程度、町が自由に使えると認識をしております。多くの部屋を空室のままにしておいてはもったいないので、活用方法の一つとして、お盆の時期に帰省客などの宿泊施設に利用できないかどうか、認識を伺います。

2点目です。みのわ団地の空室を宿泊施設にすることについて、法的な課題はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、みのわ団地80戸のうち、現在、空室になっている27戸を帰省客等の宿泊施設として活用できないか検討いたしました。

その結果、宿泊施設として利用するためには、照明器具やカーテン、給湯器、各種家電製品等の設置に加え、寝具類の準備や電気・ガス等の契約が必要となり、多額の費用が見込まれること、また、予約受付や利用前の準備、宿泊者への対応、利用後の清掃、片づけなど、職員による相応の対応が必要となることから、活用は困難であると判断いたしました。

2点目につきましては、宿泊施設として活用する場合、その形態に応じて、旅館業法をはじめとする関係法

令への適合が必要となることなどが課題であると認識しております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私は以前、このみのわ団地の空室、もっと人が入れるように対応すべきだというふうに言ったときは、80戸中、たしか半分近くが空室だったんですね。現在、27戸にまで減ったということは、この空室とは被災者用の2部屋を除いた27ね。かなり今、減ったので、よかったなというふうに思います。

これ確かに、ただもったいないから泊まれるようにしたらいいんじゃないかという素人考えでお尋ねをしたんですけども、様々な課題があるということで、なるほどなど。費用もかかる、使ってもらえるのが年に何日あるかどうかということも考えると、なかなかハードルが高いなというふうのは分かりました。法的な課題も様々なあって、これは簡単にはできないということでもあります。そういう状況だというのは理解しました。その点は結構です。

やはり、基本的にはこれ、せつかくの住宅ですので、とりわけ若い人たちに住んでもらおうということで入居費、これもいろいろ配慮して決めた経過もありますので、若い人たちに住んでもらえるようにPRを一生懸命やっていたきたいなというふうに思います。

みのわ団地の宿泊施設化、これについては今ちょっとできないということで、理解をいたしました。これで結構です。

○町長（江田文男君） ちょっと、あの、答弁……。

○8番（上野信直君） そうですか。何かどうぞ。

○町長（江田文男君） じゃ、すみません。いいですか。議長、すみません。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この空いているところ、私、恐らくはこれ、8番議員と考えが似ているかもしれませんが、私、今、この町といたしましては、移住定住に今、力入れているんですね。

そういう中で、今、空いているところ。移住定住者の体験住宅なら、少しかう、利用ができるかなと思っているんですよ。ですから、今、私と担当課でいろいろなそういうことを今、考えているんです。それで、本当にただ遊ばせておくのは本当にもったいないんです。そういう中で、お盆。本当に泊まる場所がない。これ全くそのとおりです。

そういう中で、近い将来、今つながる、もう今、宿泊できています。もしも足りなくなれば、こういうところ、移住定住体験住宅みたいにして使えるようにすれば、それなりに少し埋まるかなと思うんです。それで移住定住。定住につながれば最高じゃないですか。

ですから、これは、もっともっと皆さんで協力し合って考えながらいったほうがいいと思いますので、私なりに今度考えて、それなりの行動、そして、皆さんに相談しながらいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）一色のクランクが激しい県道社田浅川線バイパス計画はの質問を許します。
8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 以前も何度か質問していますので、簡潔にお尋ねをします。

県道社田浅川線は、一色地区内で道幅が狭く、クランクが厳しく、以前からバイパス化が求められてきました。これに関し、2点伺います。

1点目ですが、現在、バイパス化の検討はどこまで進んでいるのでしょうか、伺います。

2点目です。棚倉町から浅川町方面に進んだ大型トレーラーが一色のクランクを曲がれず、後戻りする状況を町民の方が年に何度か見ているそうです。その方によると、雨の中、1時間近くかけて小貫の集会所まで戻ってきたこともあり、かわいそうだそうです。

そこで、小貫の旧集会所付近に大型トレーラー通り抜けできません等の看板を立てるべきだという声もありますけれども、対応を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、平成27年度に県南建設事務所が地元説明会を開催し、道路の法線をお示ししたところではありますが、地権者の皆様との合意形成に至らなかったことから、事業化には至っていないものと認識しております。

2点目につきましては、注意喚起の看板設置については、道路管理者及び警察と協議しながら、その必要性を含め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 以前、平成27年という、何年前ですかね。

〔「10年前」の声あり〕

○8番（上野信直君） 10年前。10年前に計画を示して、地元説明会をやったんだけど、理解が得られず、合意にはならなかったということで。

現在は、この検討というのはどういうふうに、どの場で、誰が、どのように検討をしているんですか。それとも、この前に1回駄目になったから、もうしばらくお休みですという状況なのかどうか、その辺のところを伺いたいというふうに思います。

2点目です。地元のというか、よくここら辺を走る大型のトレーラーの方だったら、あそこは通れないというのは分かるんですね。でも、小貫の方とかが見かけている大型トレーラー、バックしてくる大型トレーラーというのは、本当に遠いところから来ている人らしいんですよ。そういう方々が、年に2台ぐらいはかわいそうに、あそこのところ、時間をかけてバックして戻って来て、小貫のところまで行くだ、集会所のところまで来んだという状況なんです。

ですから、そういう状況を踏まえれば、ぜひ早めに看板設置を。簡単な話ですからね。お願いをしたいなと。町でも積極的に、道路の管理者である県と、あとは警察に、積極的に求めていただきたいというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目は、担当を越えて説明させていただきます。

2点目、この年に2回、大型トレーラーがバックする。これ本当に、大型トレーラーがバックするというのは本当に大変なことですよ。我々、乗用車でも100メートル、200メートルバックするのは大変でありますから、これ再度、道路管理者とか警察、あるいは県南事務所とちょっと相談させていただきます。これは町単独

では、ちょっとつけることはできませんので、ぜひ今後、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、社田浅川線の一色地内の道路について説明をいたします。

一色地区のバイパスにつきましては、平成27年に福島県の県南建設事務所が地元説明会を開催したというところでございますけれども、ここに至るまでに、浅川町、棚倉町、白河市、沿線の自治体で組織しております県道社田浅川線整備促進期成同盟会、こちらのほうで以前より、この平成27年以前よりこの地区のバイパス化について要望をしていると認識しております。その中でも、浅川町からの要望が一番、非常に強いという箇所でございます。

その後、27年度以降ですけれども、引き続き、期成同盟会のほうで年1回、福島県知事、それから県議会宛てに要望活動ということで、実際に県庁のほうに行きまして、要望活動を継続しているという状況でございます。

それから、毎年、浅川町と県中建設事務所、直接、一色地区に関しては管轄外ではありますが、前後の路線については県中建設事務所の管轄ということもございまして、例年6月から7月に実施しておりまして、その町づくり意見交換会においても継続して要望をしているところでございます。今年度も6月末に予定しております。

それから、担当課長、浅川町の関係する課長で、直接、棚倉町に伺ったり、それから県南建設事務所に伺ったり、それから一色地区の住民の方と、ほんの数名ですけれども、どのような状況かお話を伺ったり、それから一色地区から棚倉町の議員になられている方いらっしゃいまして、浅川町にも来る機会がありますので、そういういったところでどうでしょうかということで、いろいろなお話を伺ったり、お願いをしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ちなみに、平成27年度で行われた地元説明会の建設事務所の提案というのは、どのような内容だったんですか。

そして、現在はそれが合意にならなかったのもその案は潰れたというふうになると。現在はどの案が、どういうふうな法線の案が検討の俎上に上っているのか、差し支えなければ伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

平成27年当時に、地元を示されたバイパス化の道路計画の案なんですけれども、一色地区の集落のすぐ山側といいますが、後ろ側を現在の道路と挟むような形で法線が示されたということを伺っております。

これに対して、地域の方々から、道路に挟まれるというようなことで、もうちょっと別の案であればというような話もあったということですので、そちら側の別のルート、山側、いわゆる住宅地から離れた山側を通す案につきましても土地の共有の問題など等々がございまして、なかなか難しいというところで、この両方

の案がどちらともまとまっていないというような状況だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 平成27年度の案は一色の集落の山側、山側というのは東側という意味かな。

〔「東じゃないですか」の声あり〕

○8番（上野信直君） 東側はこっち、浅川寄りのほうですね。一色の集落の後ろを通すという案で、それは合意が得られなかったと。土地の共有の問題もある。共有地の問題もそのときあったんですかね。これは別の話ですか。

〔発言する声あり〕

○8番（上野信直君） 共有地だと、大体、登記が昔のままの例が多くて、土地が動かないという問題がよくある話なので、そういう、なかなか進まないという原因の一つになるかなというふうに思います。

それはそういう状況だったということで、もう一回確認させてくださいね。これからは、どういう方向で解消しようとしているのか、何かそういう案があるのであれば、差し障りがなければですけども、ご説明をいただきたいなというふうに思います。

現在、期成同盟会でもいろいろと要望は出しているし、町のほうとしても、具体的に県に要望は出しているというふうな話でしたけれども、何とかしてくださいよという話じゃなくて、こういうルートはどうですかと具体的に示しているのであれば、ぜひ、そういうところも説明を願いたいなというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にこれ、私たち、3年か4年前に、棚倉の町長が代わった時点で8番議員にこう答えたと思っています。「間もなく、前にうんと進みますから」という答弁したと思います。

それで、棚倉さんといろいろお話をしていたら、やはり地権者が、道路と道路に挟まれるのは嫌だ。あるいは、その後ろを通すのには、土地の名義が……何百人だな、何十人だっけ。

〔「120人」の声あり〕

○町長（江田文男君） 100人以上いるんですよ。そうすると、この名義変更が物すごく苦しむのです。それで今、断念しているところであります。これは本当に私、その話を聞いたときがっかりしましたが、でも、ここで諦めたら、我が浅川町は、あそこ、幹線道路ですから、あの道路を何が何でも拡張していただけないと、私は気が済みません。そういう中で県南事務所、あとは県議の先生方にいろいろお話をしています。

そういう中で、今度、もう一度、新たにバイパスを造るような、ちょっとそこは離れてもいいから、バイパスを造るような案も考えなくちゃ駄目でしょうと。もう道路に挟まれて地権者は駄目だ、地権者が、じゃ、ちょっとすると地権者が何百人いて駄目だ。じゃ、もう、それは分かったということで、今、新たにもうバイパスを、違うバイパスをちょっと離れてもいいから造りましょうという、そういう案も昨年から、今、出しているところでありまして、とにかく、この浅川町は何が何でも幹線道路、広げていただかないと、この小貫・太田輪地区、それで我が子どもへの、子どもの通園バスの送迎、小学校の送迎がありますので、何とか皆さんで力を合わせてやっていきたいと思いますので、諦めたら私、終わりだと思っておりますので、少しずつ前進し

たいと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 確認なんですけれども、平成27年には一色の集落の東側を通る案が示されたんですけども、合意が得られなかったと。三、四年前の話で、たしか西側を通すという話でしたよね。川側のほう。それも、道路に挟まれるのは嫌だという声と、土地の名義人が100人ぐらいいるということで、とてもとても、これは実現容易でないということで、現在はその集落の脇を通すんじゃなくて、別のルートを模索中だと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新しい道路、今、本当にこれ、模索中であります。いつ頃結果が出るか、あるいはそういう芽が出るかはちょっと分かりませんが、そういうふうに関心を持って進んでおります。

あと、その後。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足で説明させていただきます。

平成27年に開催されました地元説明会において、県よりまず示された案ですけれども、法線ですけれども、まず、その法線は一つの案でございました。その一つの案は、集落の東側、今ある県道から東側に宅地があります。西側にもありますけれども、東側宅地を挟んで、さらに東側に道路を通すという計画、その計画が道路と道路に挟まれてしまうというような案で合意が得られなかったというところで。

それでもう一つ、地元の方から、こちら側を通すのであればということで、地元の案として示されたのが、さらにそこから東側の山林付近を通る案。その地元はここだったらいいんだけどというような案の箇所が共有地、共有多数で相続、なかなか100人以上いるということです。そちらは県の方からすれば、そちらの道路を造るのであれば、まずは、その相続の解消を地元の方それぞれに進めていただかなければならないというところで、そちらのほうは県というよりは、地元の努力というような形になってしまいますので、そちらのほうは、なかなか棚倉町さんにも聞いたところ進んではないということです。棚倉町役場においても、地元の区長さんに年1度、確認はしているようですが、特に地元からはそれについて進んだとか、精力的に動いているというような話は聞いていないという状況でございます。

それから、町長もお話ありましたとおり、その2つの案が無理なのであればということで、また新たに違う方法もこちら側としても提案をしていかなければならない時期に来ているのかなということだと思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）雨が降ると水たまりになる浅中新校舎昇降口前の原因と対策はの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 生徒等が利用する浅中新校舎の昇降口の前は、雨が降ると水たまりができます。ときに

は利用できなくなり、体育館から入ることもあったと聞いております。

個人住宅なら、家を新築したが雨が降ると玄関前が水たまりになり、台所から出入りしなければならないというのと同じです。

なぜこのような残念なことになったのか、その原因と問題解消に向けた今後の対応など3点伺います。

1点目です。開校した一昨年の10月以降、水たまりができる状況について、議会は一度も報告を受けておりません。どういう状況なのか、詳しく伺います。

2点目です。水たまりになってしまう原因は何なのか。特に設計や施工に問題はなかったのか、認識を伺います。

3点目です。今後、解消のためにどう取り組む考えなのか伺います。もし、設計、施工に問題があったとするなら、原因をつくった者の責任として費用負担を求めるべきではないでしょうか。考えを伺います。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） それでは、お答えいたします。

1点目につきましては、強い雨が降ったときなどに、一時的に水たまりができる状況は把握しており、5月下旬の降雨時や、6月3日の台風6号の際は、登下校の支障になるような水たまりはできていない状況を確認しております。

2点目につきましては、この水たまりの原因は、新校舎建築に伴う設計上や施工上の問題ではなく、旧校舎の解体工事に伴い、新校舎側から流れる流末排水が仮設となっていることもあり、ゲリラ豪雨のように一時的に雨量が多くなってしまうと、排水に時間を要することが原因の一つではないかと考えております。

また、もう一つの原因としましては、校庭内には暗渠排水が敷設されておりますが、今回のご質問を受け、改めて排水状況を確認したところ、暗渠排水の流末マンホール内に設置されている水中ポンプの電源が校庭の屋外トイレ内のブレーカーを経由しており、通常、屋外トイレを使用していないため、電源ブレーカーを切って節電をしていたことから、水中ポンプの電源も一緒に切れていた状態で作動していなかったため、校庭分の暗渠排水が利かず、水が停滞したことも原因であると考えております。

3点目につきましては、旧校舎解体工事が完了後、流末排水も整備される予定となっており、また、校庭内の暗渠排水の効果も表れてくれば排水能力が向上するものと考えておりますが、暗渠排水も敷設後34年経過していることもあり、目詰まりや経年劣化も考えられることから、引き続き、降雨時の状況の把握に努め、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 体育館のほうから出入りしなければならないような大規模なその水たまりというのは、今、言われたような、その解体工事に伴う排水の一時的なよくない状況が生まれているということと、校庭に設置した暗渠排水が経年劣化して能力が落ちていると、電源も入っていなかったということであるということですね。大規模なのは分かりました。

それで私、比較的最近、中学校に用事があって行ったんですよ。ちょうど雨、降っていたんですね。そのときに、あの昇降口の前、水たまりでした。水たまり。たまっている。逃げ場がない。

ちょうど昇降口の手前右側に手洗い場ありますよね。手洗い場があるんです。そこの脇っちょに穴を開けて排水すれば、水は流れるんじゃないかなというふうには素人ながら思ったんですけども、でなければ、もうちょっと高めに砂を盛るとかして、昇降口前に水がたまらないようにするとか、そういう対応は可能だと思うんですよ。今のところ、登下校に支障がある状況ではないというふうなお答えでしたけれども、そうではないと、実態はと思います。

ですから、今回の新築工事による設計とか施工に問題があったというふうには思っていないということでもありますけれども、そうだとするならば、なるべくお金のかからないような対応であの状況をぜひ早めに解消していただきたいと。あれ、専門家に見てもらえれば、簡便な対処法って意外と出てくるんじゃないかというふうに思います。

とにかく、あの昇降口の前にでっかい水たまりになるんですからね。子どもらは、それをよけて登下校をするんでしょうけれども、せっかく新校舎ができたのに、あの状況はちょっとあり得ない。早急な対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

まず、そういう状況を確認していただきたいというふうに思うんですね。どういうときに水がたまるのかと言われても、なかなかあれなんですけれども、私が行ったときは大きな水たまりになっていましたので、雨が降っている最中でしたけれども、傘は差さないで歩けるぐらいの雨でしたので、そんな集中豪雨ではないんですけれども、そういう状況でした。

ぜひ、せっかくの新しい学校ですので、対応をお願いしたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 教育長、塩田正信君。

○教育長（塩田正信君） ただいま上野議員のほうからアイデア等のご提供いただきました。本当にありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、まずは、暗渠排水が利いてくればどうなのか。それから、旧校舎の解体が終了した時点で仮設の流末排水が整備されたときにどうなのか。こういったことを、あともう一つ、暗渠自体も古くなっているということもありますので、継続的に、上野議員からありましたように、雨が降ったときの様子を教育委員会としても丁寧に把握をいたしまして、対応を考えていきたいなというふうに思います。

特に、生徒の安全が一番でございますので、あまりにも水のたまりが激しいときには、臨時的な対応も検討してまいりたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

町長。

〔発言する声あり〕

○議長（水野秀一君） 今の考え。

○8番（上野信直君） いやいや、何ものなければいいです、結構です。終わります。

○議長（水野秀一君） ではよろしいですか。

〔「大丈夫です」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時33分